

第4次須崎市地域福祉計画

・第3次須崎市地域福祉活動計画

令和6年度～令和10年度



令和6年3月

須崎市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的な位置づけ	4
3 他の計画との関連	6
4 計画期間	7
5 計画の策定体制	7
第2章 須崎市の地域福祉を取り巻く状況	8
1 統計データからみる須崎市の状況	8
2 アンケート調査結果の概要	20
3 第三次計画の重点施策の評価	34
第3章 計画の基本理念と基本目標	38
1 基本理念	38
2 基本目標	39
3 施策の体系	40
第4章 施策の展開	41
基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり	41
基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり	46
基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり	53
第5章 地域福祉活動計画（アクションプラン）の推進	63
1 地域福祉活動計画の基本的考え方	63
2 地域福祉活動計画策定の視点	63
3 地域福祉活動計画（アクションプラン）	65
第6章 計画の推進に向けて	79
1 計画の周知・啓発	79
2 計画の推進体制	79
3 計画の進行管理・評価	80
資料編	81
1 須崎市地域福祉計画策定委員会条例	81
2 須崎市地域福祉計画策定委員会名簿	83
3 計画策定の経過	84

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活が送れるように、地域における様々な生活課題の解決に向けて、あらゆる主体が連携し、地域全体で支え合いながら、取り組んでいくことです。

「地域福祉」の推進にあたっては、住民自らの行動による「自助」、住民同士の自発的な助け合いによる「互助」、制度化された相互扶助による「共助」、行政などが取り組む「公助」、そして、住民と行政など地域に関わる主体がそれぞれの特長を生かしながら「協働」することが重要となります。

また、社会福祉法においても、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 計画策定の社会的背景

我が国では人口減少社会となり、少子高齢化の進行とともに、ライフスタイルや個人の価値観の多様化、家族形態の変化等が進んでいます。そうした中で、孤独死や虐待、ひきこもり、貧困問題などに加えて、いわゆる8050問題やダブルケアなど、地域における生活課題はますます複雑化・多様化してきています。しかし、地域・家庭・職場などの生活の様々な場における、支え合いの基盤は弱まってきており、身近な生活課題を家族や近隣同士で解決することのできる関係性が薄れつつあります。一方、近年では、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、災害時の助け合いなどにより、地域コミュニティの重要性や地域のつながりの重要性が再認識されています。

このような社会的背景の中で、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、地域における生活課題や福祉ニーズ等を地域住民自らが早期に把握し、適切に対応できるようにしていくことが重要です。そのため、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などを進めていくことが求められています。

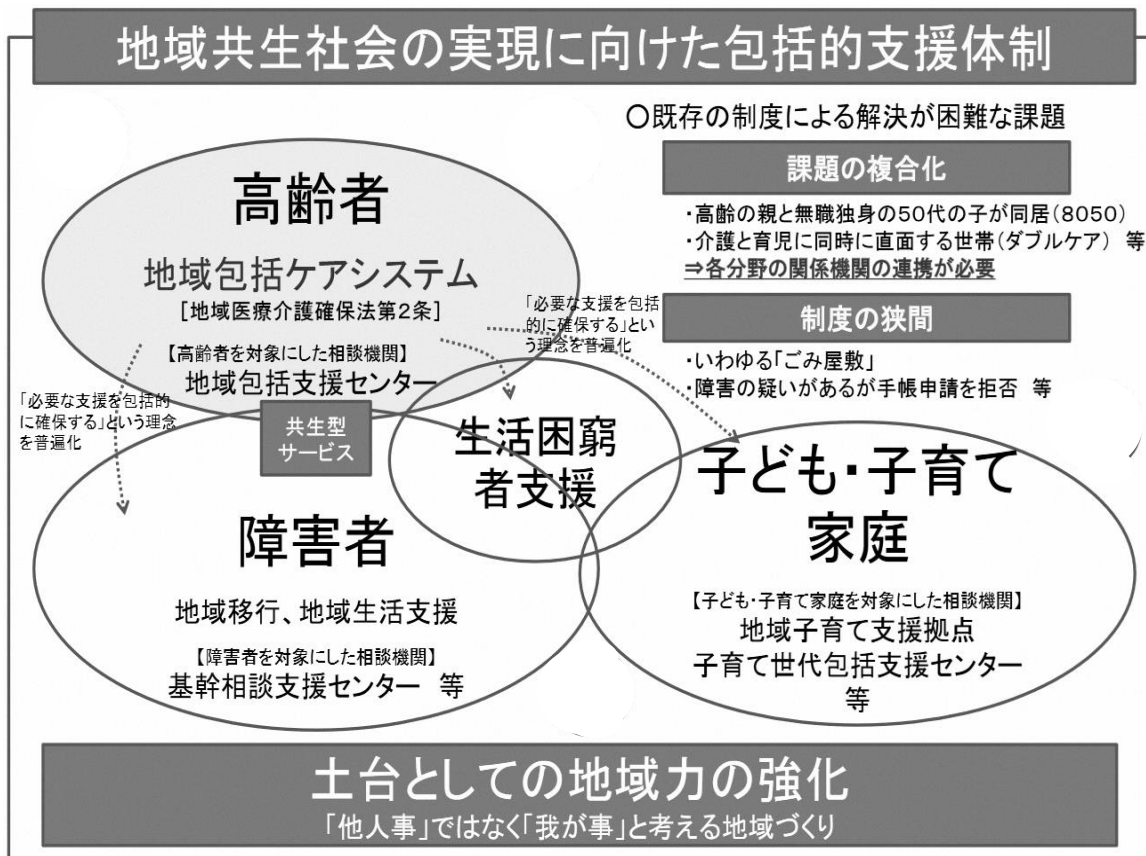
(3) 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことです。

地域共生社会の実現に向けては、地域住民の暮らしに関わる個々の生活課題に対して、地域全体で支えていけるように、地域力を強化するとともに、複雑化・多様化する生活課題にも対応できるように、分野を問わず包括的に相談・支援が行える体制の構築が求められています。

この包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者だけでなく、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制としていくことが必要です。

■地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ図



資料：厚生労働省作成資料

(4) 計画策定の趣旨

①地域福祉計画策定の背景

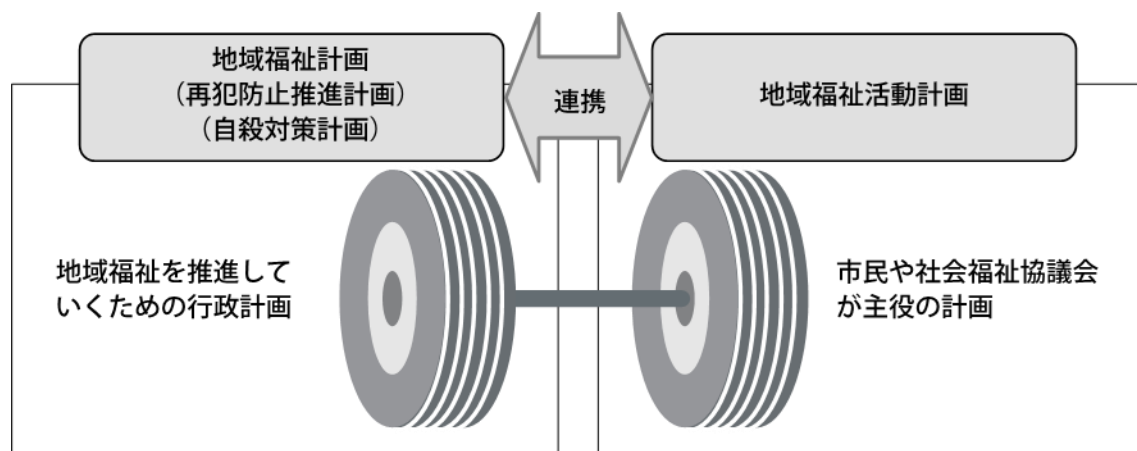
本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成31年3月に「第三次須崎市地域福祉計画」を策定し、途中令和5年3月に改訂を行い、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取組支援などの施策を進めてきました。このたび、令和5年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、「～共に暮らせる福祉の里 すさき～」の実現に向け、また、「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進」のために『第4次須崎市地域福祉計画』を策定することとします。

②計画策定の概要

『地域福祉計画』は、その策定を通じて住民参加と福祉の総合化の推進を図るものであり、市の地域福祉を具体化するために不可欠なものです。地域福祉推進のための基盤や体制をつくる『地域福祉計画』と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となることから、『須崎市地域福祉計画』に「須崎市地域福祉活動計画」を位置づけます。

さらに、本市における自殺対策を推進するにあたり、早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等、自殺対策は各福祉分野（高齢者、障がいのある人、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる取組であるため、『須崎市地域福祉計画』に「自殺対策計画」を位置づけます。

また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として「須崎市再犯防止推進計画」を包含することとします。



2 計画の法的な位置づけ

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づいて市町村が策定する地域福祉の推進に関する計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加により、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決を目指すことが規定されています（社会福祉法第4条第3項）。

また、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制による、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定され、令和3年4月の一部改正では、包括的な支援や地域住民等による地域福祉の推進に向けた重層的支援体制整備事業が創設されています（社会福祉法第106条の3第1項）。

さらに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられるとともに、市町村による「地域福祉計画」の策定が努力義務化されました（社会福祉法第107条）。

(地域福祉の推進)

第四条

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼びかけて、「地域住民」「地域で社会福祉活動を行う者」「社会福祉事業を営業者」が主体的に参加して策定する、互いの協力により地域福祉を推進していくことを目的とした民間の活動計画です。実践的な活動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたものです。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

(3) 地方再犯防止推進計画の位置づけ

本計画の基本目標1「推進目標：(1) 安心・安全なまちにしよう」を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定される「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、本計画に包含するものとします。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(4) 自殺対策計画の位置づけ

本計画の基本目標3「推進目標：(4) 命を大切にすまちにしよう」を自殺対策基本法第13条第2項に規定される「自殺対策計画」として位置づけるものとします。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条

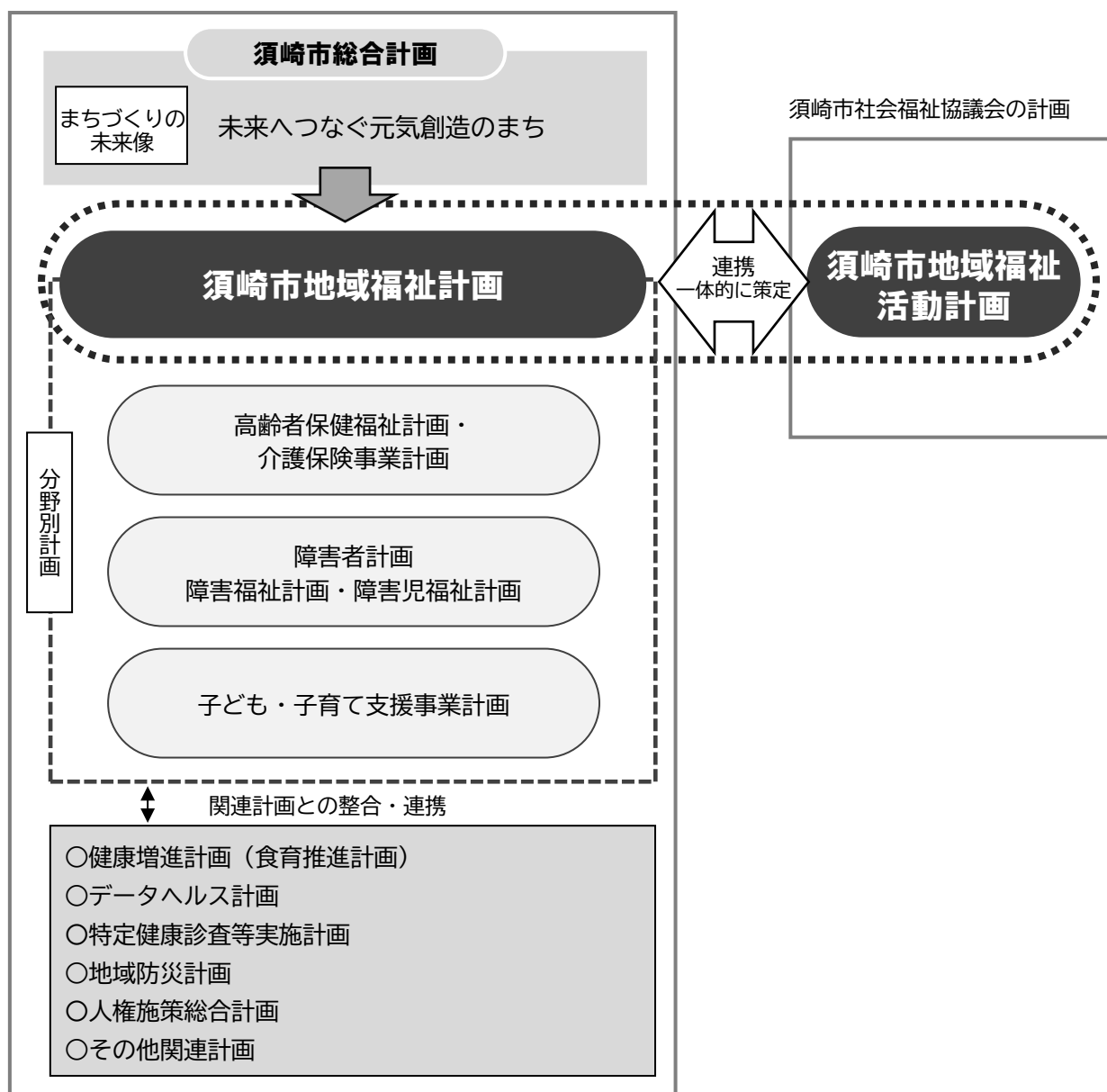
2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3 他の計画との関連

本計画は、本市の「須崎市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画が共通して取り組む事項等を一体的に定め、その他の関連計画とも整合や連携を図りながら、分野別計画を横断的につなげていく、保健・福祉に関する総合的な計画として地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、地域住民の主体的な参加と多様な主体との協働により、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域共生社会を実現するための、地域福祉推進の指針として位置づけます。

■須崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

須崎市の計画



4 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

■計画期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	須崎市地域福祉計画	改訂	第4期須崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画					次期計画	
	須崎市地域福祉活動計画								
須崎市総合計画 (基本計画・実施計画)			次期計画						

※「須崎市地域福祉計画」は、令和5年3月に改訂作業を実施しております。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民等のニーズや課題を把握し、それらを計画に反映させていくため、アンケート調査を実施するとともに、策定段階から関係者及び市民の意見聴取を行うため、計画策定委員会での協議・検討を行いました。

○アンケート調査の実施

18歳以上の市民に対するアンケート調査を実施し、市民の地域での生活や地域福祉に関する意識の把握を行いました。

○計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、学識経験者や福祉関係団体、地域活動団体等の代表者で構成される計画策定委員会を開催し、委員から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

○地区座談会の開催

市内7地区で須崎市社会福祉協議会主催の地区座談会を開催し、地域でできる福祉活動について意見交換を行いました。

○パブリックコメントの実施

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを令和6年1月から2月にかけて実施しました。

第2章 須崎市の地域福祉を取り巻く状況

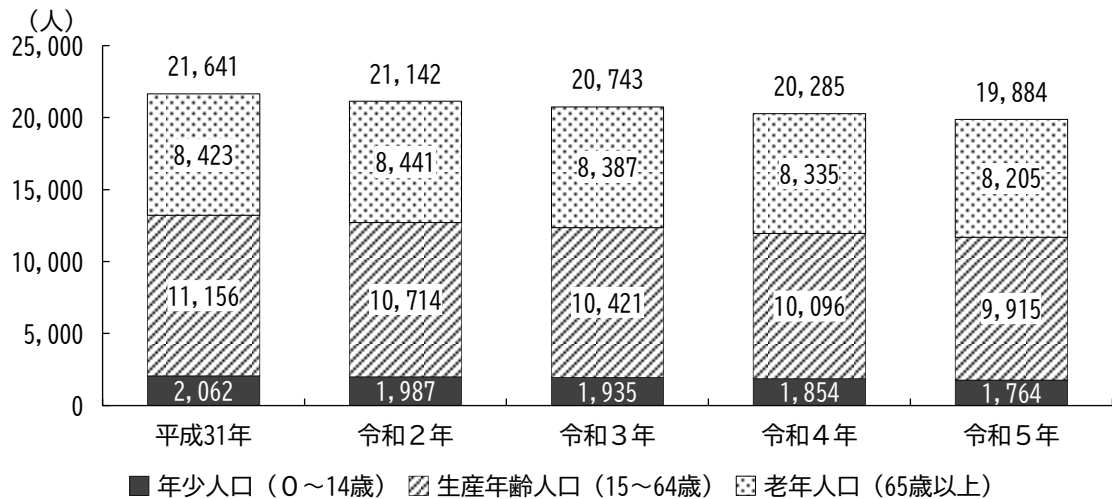
1 統計データからみる須崎市の状況

(1) 人口の推移

年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向が続いており、老年人口も令和3年以降は減少が続いています。

また、年齢3区分別の人口構成の推移をみると、年少人口、生産年齢人口はともに低下傾向ですが、老年人口は上昇が続き、令和5年には41.3%となっています。

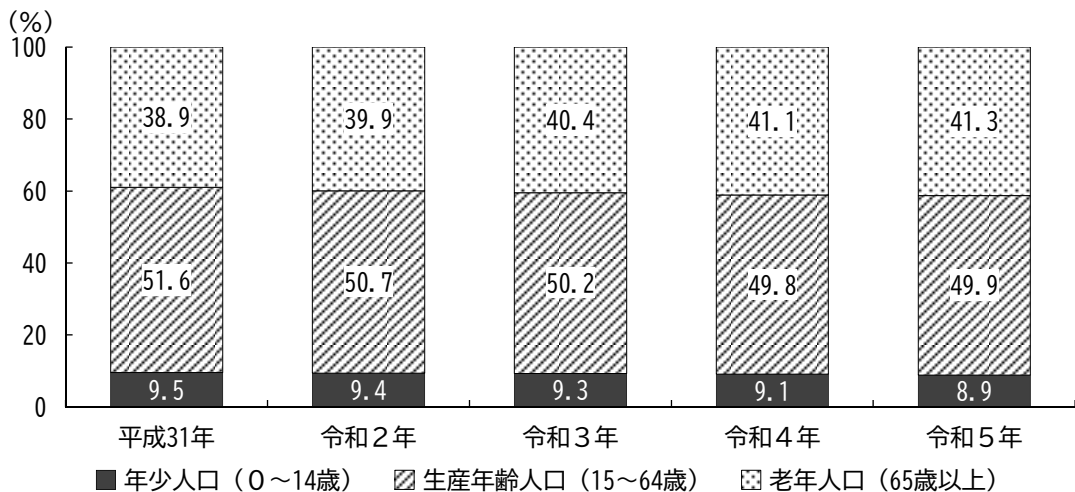
■ 年齢3区分別の人口の推移



■ 年少人口 (0~14歳) ■ 生産年齢人口 (15~64歳) □ 老年人口 (65歳以上)

出典：須崎市市民課（各年3月31日現在）

■ 年齢3区分別の人口構成の推移



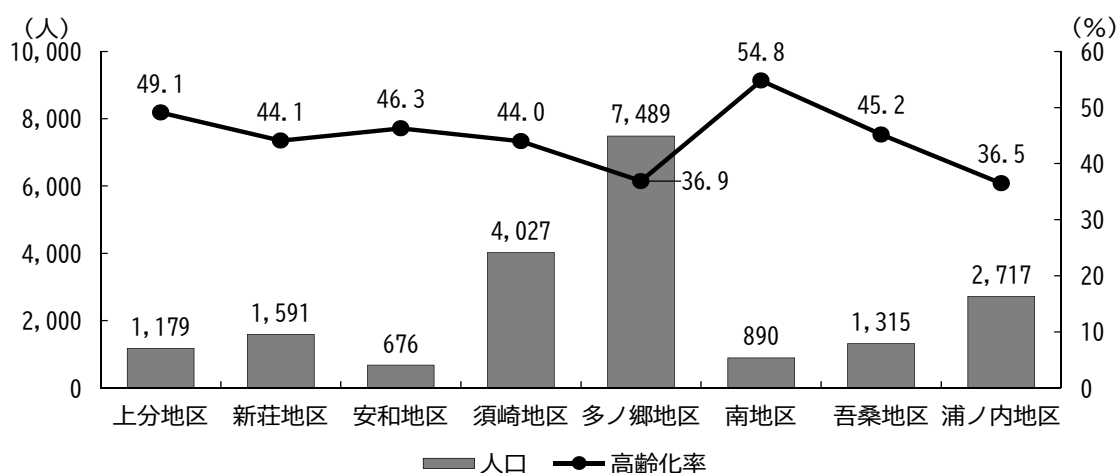
■ 年少人口 (0~14歳) ■ 生産年齢人口 (15~64歳) □ 老年人口 (65歳以上)

出典：須崎市市民課（各年3月31日現在）

(2) 地区別人口

地区別人口をみると、人口については、多ノ郷地区が7,489人と最も多く、次いで須崎地区が4,027人となっています。高齢化率については、南地区が最も高く54.8%、最も低い地区は、私立教育機関の学生寮のある浦ノ内地区で36.5%であり、18.3%の差があります。市内8地区のうち、浦ノ内地区及び多ノ郷地区を除く6地区においていずれも高齢化率40%を超えています。

■地区別人口

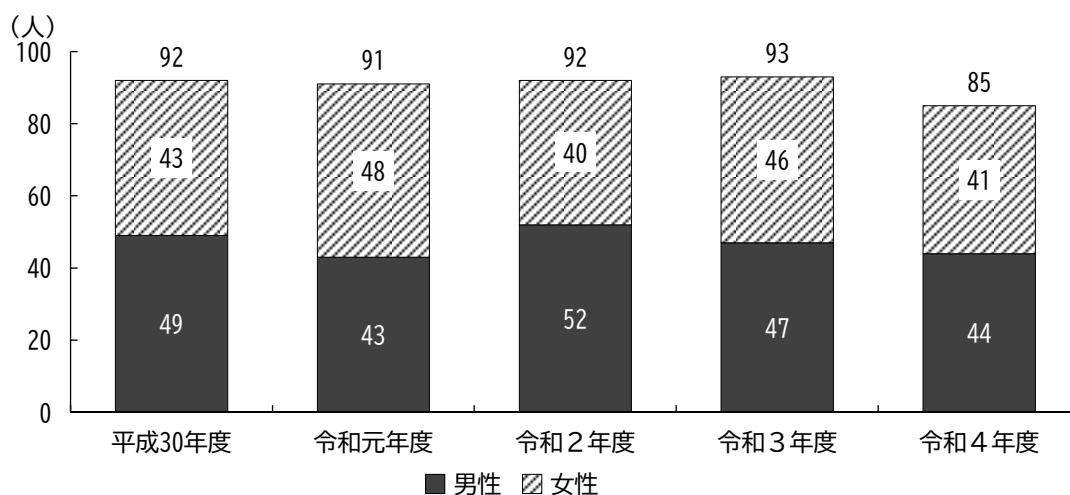


出典：須崎市市民課（令和5年3月31日現在）

(3) 出生数

出生数の推移をみると、年度によって増減しながら推移しており、令和4年度の出生数は85人となっています。

■出生数の推移



出典：須崎市健康推進課（各年度4月1日～3月31日）

(4) 保育所等の状況

保育所等の状況をみると、保育所、幼稚園の入所者数はいずれも減少が続き、認可外保育所の入所者数は増減しながら10人台で推移しています。

■保育園の入所者数

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳	53	22	28	34	37
1歳	91	78	59	70	71
2歳	108	102	89	69	81
3歳	117	112	106	97	76
4歳	111	114	112	102	98
5歳	121	112	118	113	104
合計	601	540	512	485	467

資料：須崎市子ども・子育て支援課（各年3月1日現在）

■幼稚園の入所者数

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
2歳	2	2	2	2	0
3歳	11	4	6	4	5
4歳	8	8	4	5	4
5歳	6	8	8	5	5
合計	27	22	20	16	14

資料：須崎市子ども・子育て支援課（各年3月1日現在）

■認可外保育所の入所者数

単位：人

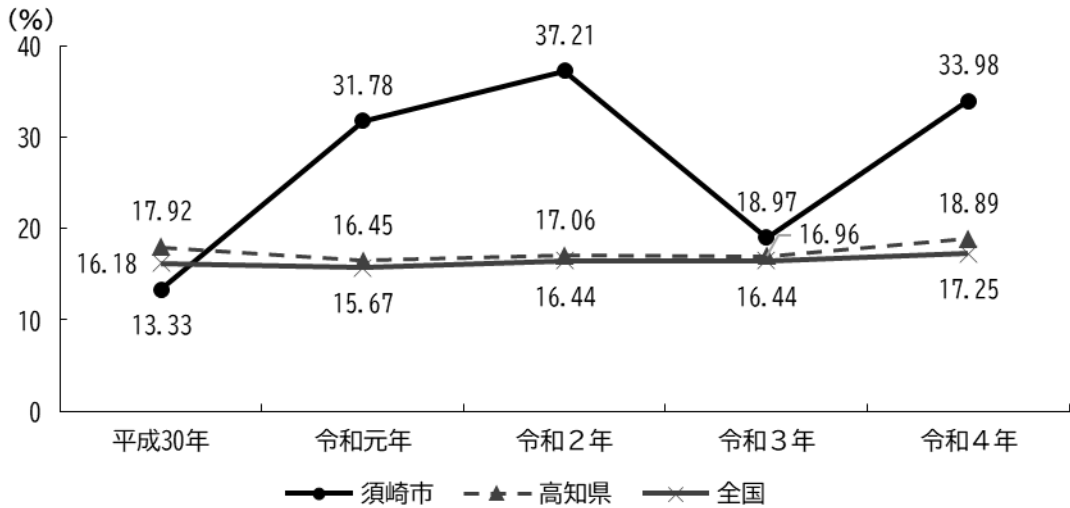
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳	10	6	0	16	5
1歳	3	7	6	2	7
2歳	3	1	5	0	1
3歳	0	0	0	0	0
4歳	1	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
合計	17	14	11	18	13

資料：須崎市子ども・子育て支援課（各年3月1日現在）

(5) 自殺者の状況

自殺死亡率の推移をみると、平成30年は全国、高知県より低くなっていますが、令和元年以降は全国、高知県を上回って推移しています。

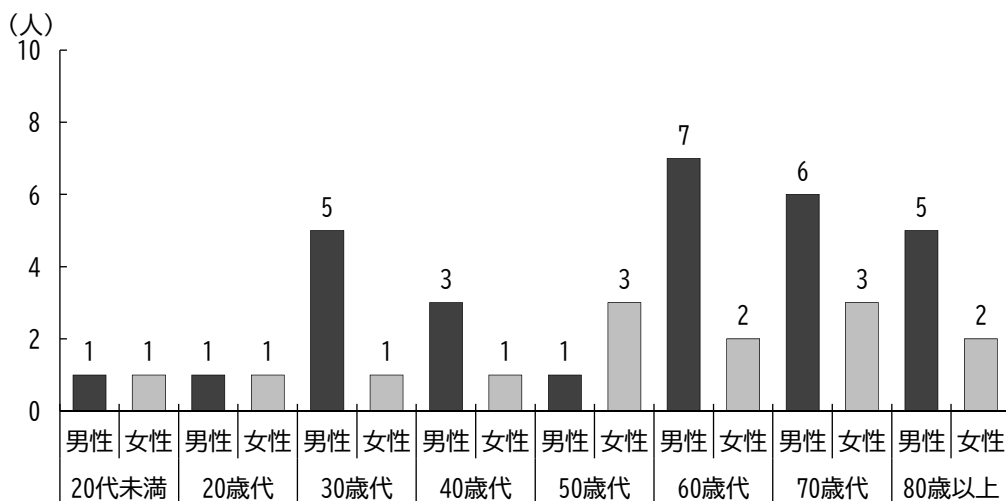
■自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省自殺対策推進室（地域における自殺の基礎資料）

平成26年から令和4年までの性別・年代別自殺者数をみると、60歳代の男性が7人で最も多く、次いで70歳代の男性が6人、30歳代の男性及び80歳以上の男性がいずれも5人となっています。

■性別・年代別自殺者数（平成26年～令和4年）



資料：厚生労働省人口動態統計

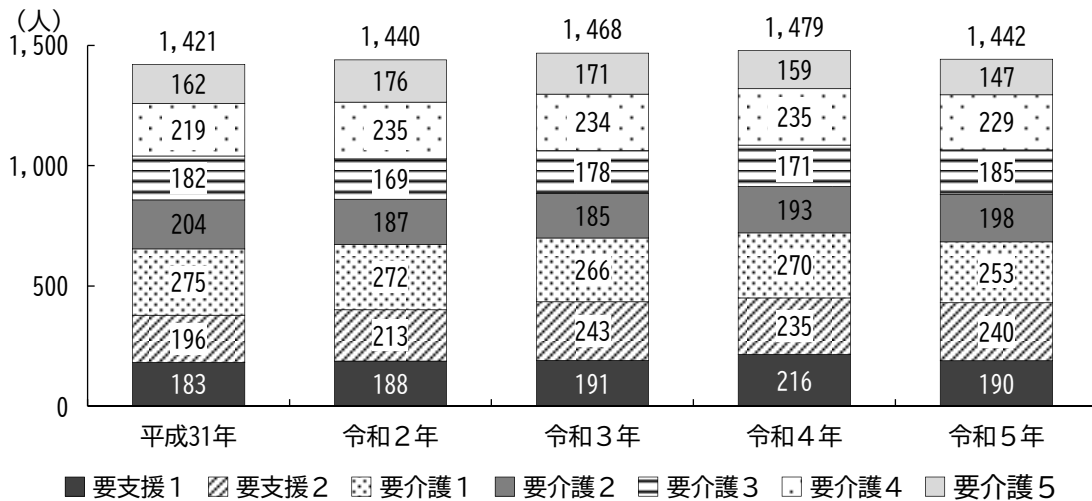
(6) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者の状況をみると、平成31年から令和4年までは増加が続いていましたが、令和5年は減少し、1,442人となっています。

■要介護（要支援）認定者数の推移

単位：人

総数	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	1,421	1,440	1,468	1,479	1,442
第1号被保険者	1,392	1,416	1,445	1,461	1,426
要支援1	179	183	186	213	187
要支援2	190	209	238	229	234
要介護1	270	268	262	269	252
要介護2	199	183	183	191	198
要介護3	178	167	175	167	182
要介護4	217	233	231	233	226
要介護5	159	173	170	159	147
第2号被保険者	29	24	23	18	16
要支援1	4	5	5	3	3
要支援2	6	4	5	6	6
要介護1	5	4	4	1	1
要介護2	5	4	2	2	0
要介護3	4	2	3	4	3
要介護4	2	2	3	2	3
要介護5	3	3	1	0	0



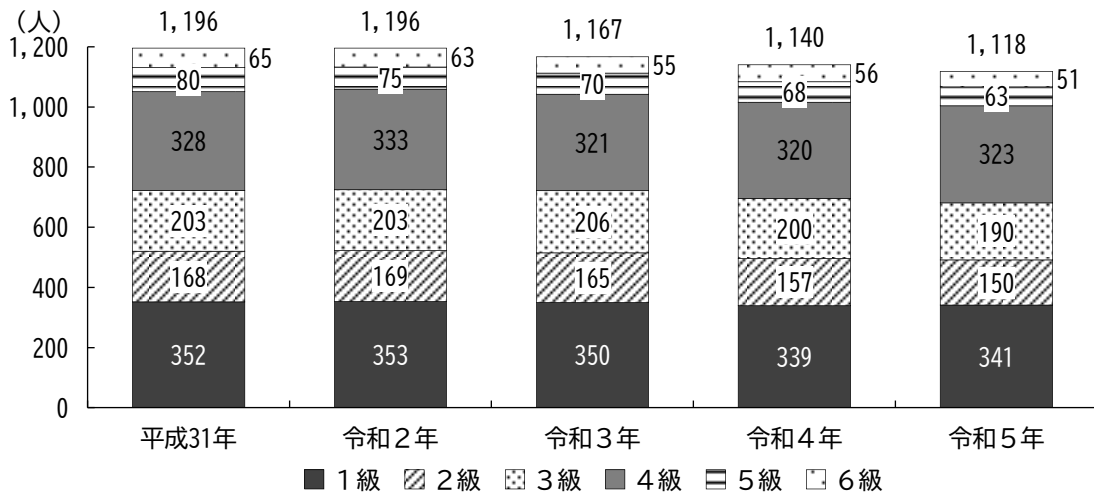
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3～5年は「介護保険事業状況報告」月報）

(7) 障がい者の状況

①身体障がい者数

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は令和3年以降、減少が続いています。等級別では、いずれの等級も年による増減はありますが、減少傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

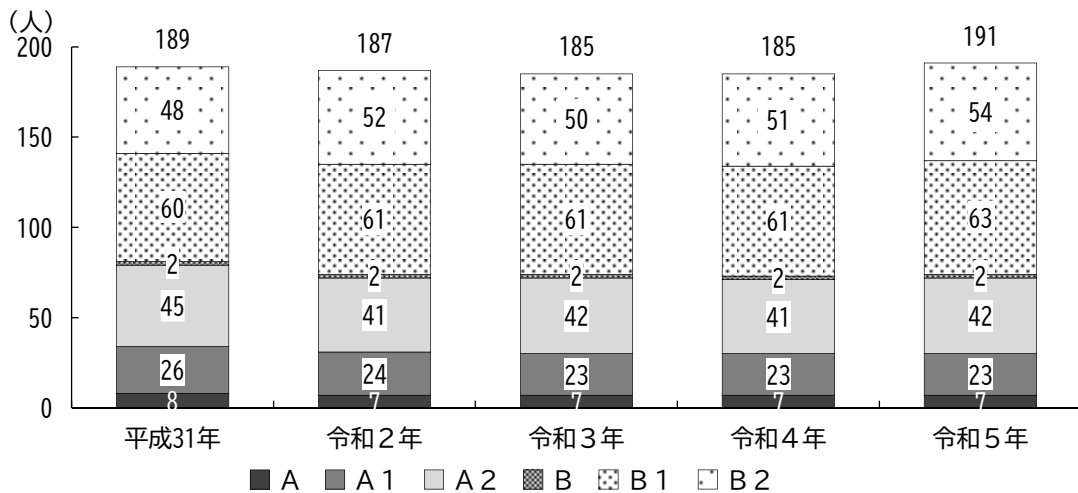


資料：須崎市福祉事務所（各年3月31日現在）

②知的障がい者数

療育手帳所持者数の推移をみると、総数は減少傾向でしたが、令和5年は増加しています。程度別では、B2が増加傾向となっています。

■療育手帳所持者数の推移

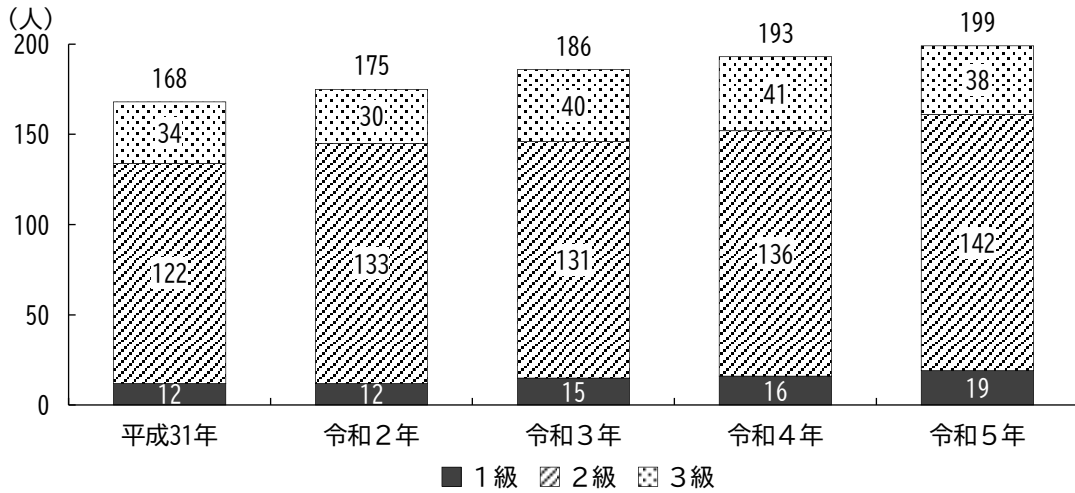


資料：須崎市福祉事務所（各年3月31日現在）

③精神障がい者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、総数は増加が続いています。等級別では1級、2級でともに増加傾向となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

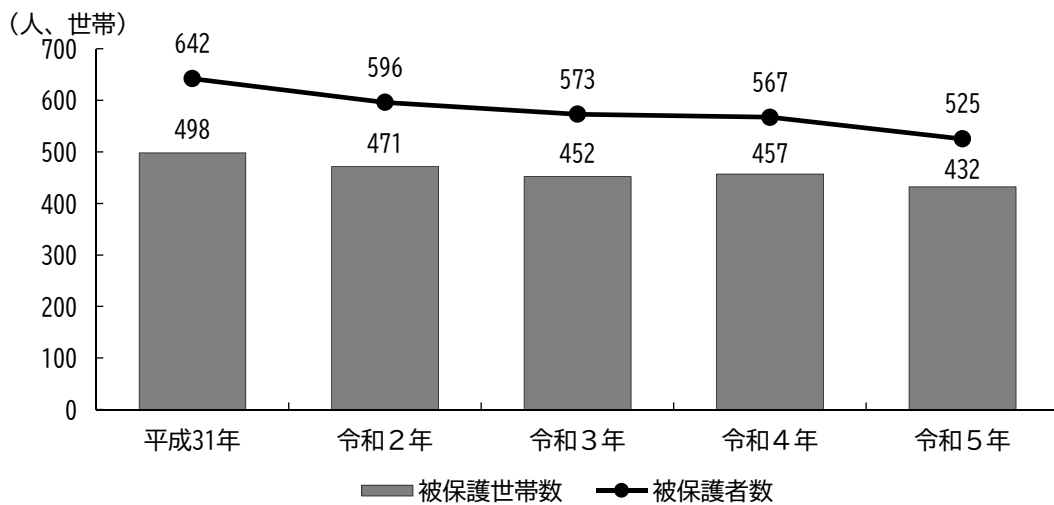


資料：須崎市福祉事務所（各年3月31日現在）

（8）生活保護の状況

生活保護世帯数の推移をみると、被保護世帯数は減少傾向となっており、被保護者数は減少が続いています。

■生活保護世帯数の推移



資料：須崎市福祉事務所（各年3月31日現在）

(9) 生活困窮者の状況

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法により、これまで支援の手が十分に行き届かなかった、制度の狭間の問題などを抱えた生活困窮者に対し、自立に向けた伴走的な支援が可能となりました。これにより、地域福祉活動の基盤を生かした地域の生活困窮者のニーズの掘り起こしや、就労支援に向けた新しい資源の開発など、生活困窮者支援を通じた地域福祉の推進に取り組んでいます。

本市では、新規相談受付件数は、令和2年度の139件から令和3年度には72件、令和4年度には48件と減少を続けています。

■生活困窮者の状況

単位：件

対応	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談受付件数	139	72	48
他制度・他機関につなぐ（件）	3	7	2
情報提供や相談のみ（件）	8	8	5
プラン作成（件）	9	17	30
就労支援対象者数（人）	11	6	9

資料：須崎市福祉事務所

(10) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員とは、各地区から推薦され、厚生労働大臣から3年間の任期で委嘱を受けた、地域における相談・支援のボランティアです。それぞれの地域において、住民の立場に立って親身になって相談に応じたり、地域の人が元気に安心して暮らせるように見守りや支援等を行ったりするなど、社会福祉の増進に努めています。

本市では、令和5年3月現在、68人の民生委員と5人の主任児童委員が活動中です。

■民生委員・児童委員の状況

単位：人

中学校区	地区	民生委員	主任児童委員
上分中学校区	上分	4	1
須崎中学校区	新荘	6	1
	安和		
	須崎	24	
朝ヶ丘中学校区	多ノ郷	14	1
	吾桑	6	
南中学校区	南	4	1
浦ノ内中学校区	浦ノ内	10	1
合計		68	5

資料：須崎市福祉事務所（令和5年3月31日現在）

(11) 保護司の状況

保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。令和5年1月現在、全国で約4万7千人が活動しています。

犯罪をして検挙された人に占める再犯者の割合は近年も上昇傾向となっており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、「再犯防止」が大きな課題となっています。これまでの本市における更生保護の活動は、本市・中土佐町・津野町・梶原町の保護司で組織する高陵保護区保護司会と、本市を中心とした行政機関で組織する高知保護観察協会高陵支部が互いに連携を取り合い、安心・安全な社会の実現のため「社会を明るくする運動」をはじめとした様々な更生保護活動を展開しています。

本市においても、国・高知県の再犯防止推進計画を踏まえて、犯罪をした人たちの円滑な社会復帰を支援することで、市民の誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組むこととし、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、「須崎市再犯防止推進計画」を本市の地域福祉計画に包含して策定することにより、再犯防止施策の推進に取り組みます。

■保護司の状況

単位：人

地区	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
須崎	6	6	6	6	6
多ノ郷	6	6	5	5	4
安和	1	1	1	1	1
上分	1	1	1	1	1
吾桑	2	2	3	3	3
新荘	1	1	1	1	1
浦ノ内	2	2	2	1	1
南	1	1	1	1	1
合計	20	20	20	19	18

資料：須崎市総務課（各年度5月1日現在）

(12) 須崎市社会福祉協議会の状況

須崎市社会福祉協議会では「誰もが安全で安心して暮らせるあたたかい福祉のまちづくり」を目標に、行政や関係機関・地域住民の皆さんと一緒に地域福祉活動を推進しています。

○主な事業等の状況

①地域福祉活動の推進

地区内の住民組織、民生委員、福祉委員、ボランティア等で組織する地区社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉活動計画（アクションプラン）での各地区の目指す姿の実現に向けた取組を推進しています。

ア. ボランティア人材育成とボランティア活動の活性化

地域福祉活動に必要な不可欠なボランティア人材の育成のため、養成講座や学習会を開催し、住民が身近な活動と感じられる取組を行っています。また、ボランティアセンターにより、住民のボランティアニーズの発掘し、活動の場を広げていくことで、住民が互いに支え合うしくみづくりに努めています。

ボランティア登録等	登録数	
	令和4年度	令和5年度
個人ボランティア	50人	78人
団体ボランティア	1団体	3団体
ボランティアニーズ	15件	19件

イ. あったかふれあいセンター事業「まちなかサロン」

市街地に地域福祉の拠点として「まちなかサロン」を設置し、地域住民の誰もが気軽に集える機能に加え、高齢者の介護予防、訪問・相談等による地域住民参加の見守り体制の構築と生活支援のしくみづくりに努めています。

単位：人

まちなかサロン拠点等	利用者延べ人数			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
8店会・はってん	3,175	1,895	854	1,299
しんまちサテライト	1,918	1,892	1,655	2,089
認知症カフェ（ささえ愛）	112	73	37	118
山手町サテライト	684	437	195	153
妙見山サテライト	-	-	-	148

ウ. 須崎市社会福祉法人連絡会

地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の役割を鑑み、須崎市内社会福祉法人（あおば会、須崎福祉会、須崎市福祉事業協会、保育協会、須崎市社会福祉協議会）の協働による公益的な取組を図るため定期的に連絡会を開催しています。

令和4年度からはフードドライブキャンペーンを実施し、生活に困窮している世帯等への食料品譲渡会を開催しています。

②相談支援体制

生活支援・総合相談センターほっとや地域包括支援センターなどによる相談機能体制を活かし、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な生活課題を行政や福祉事業者、関係機関との連携により解決を図る「個別支援」と住民に身近な圏域において、地区社協や地域組織、民生委員やボランティアとともに地域住民が自らその多様な地域生活課題を我が事と受け止め、早期発見と解決を試みる「地域支援」を総合的に取り組むことのできる、分野を超えた相談支援体制づくり活動を実践しています。

ア. 生活支援・総合相談センターほっと

単位：件

事業名	相談件数			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立相談支援事業	803	1,044	1,455	1,668
就労準備支援事業	15	21	92	133
家計改善支援事業	163	87	134	58
障害者指定相談支援事業	5,982	7,968	6,973	7,285

イ. 地域包括支援センター

単位：件

事業名	相談等件数			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合相談・支援事業	312	262	335	348
指定介護予防支援事業所介護予防支援・介護予防マネジメントの実績	3,711	3,959	4,034	3,996

③指定訪問介護事業所の運営

利用者が在宅で自立した日常生活を営めるよう、適切な介護サービスの提供に努め、住み慣れた家庭で自分らしく暮らすことができる生活環境づくりを目指しています。

単位：件

事業名	訪問件数			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者訪問介護事業	1,036	1,094	1,119	1,141
障害者訪問介護事業	149	175	170	179
移動支援事業	35	35	40	34
産前産後ヘルパー派遣事業	24	23	26	11
養育支援ヘルパー派遣事業	-	-	2	6
自費ヘルパー派遣事業	64	66	101	93

2 アンケート調査結果の概要

(1) 実施概況

①調査目的

本調査は、「須崎市地域福祉計画」及び「須崎市地域福祉活動計画」の見直しを進めていく上で、「日常生活での課題」や「地域での助け合いに関する考え方」等についてのご意見をお伺いし、計画づくりの基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査対象及び調査方法

- 調査地域：須崎市全域
- 調査対象者：市内にお住まいの18歳以上の方（2,000人）
- 抽出方法：令和5年7月1日時点の住民基本台帳より無作為に抽出
- 調査時期：令和5年7月14日～8月11日
- 調査方法：郵送による調査票の配布・回収

配布数	2,000票
回収数	653票
回収率	32.7%

③調査結果のみかた

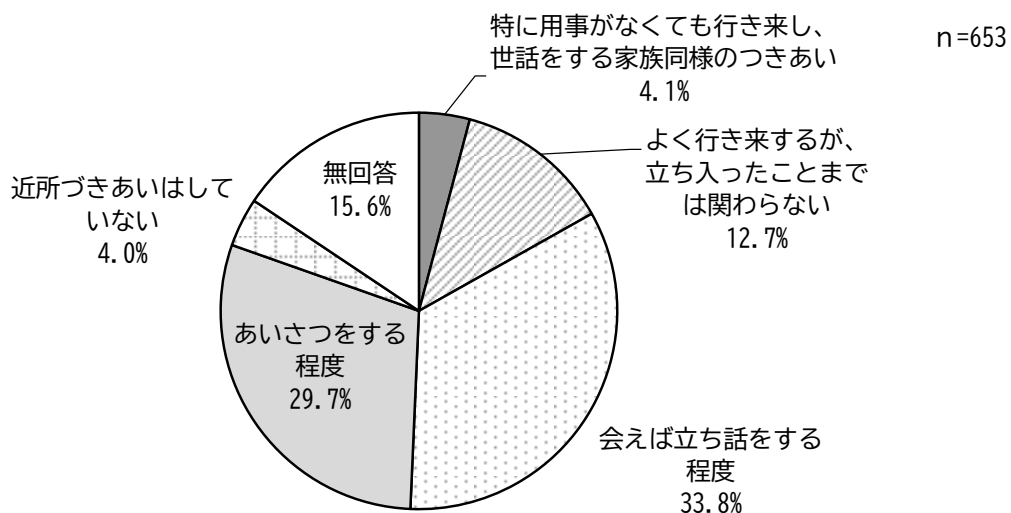
- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 図表中の「n」は、「Number of case」の略で、その設問に回答すべき対象者数を示しています。一部の人に回答を求めている設問などがあるため、nの値は設問によって異なります。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。また、一部図表においては「0.0」の表記を省略しているものがあります。

(2) 結果の概要

①近所づきあいの程度

近所づきあいの程度についてみると、「会えば立ち話をする程度」が 33.8%と最も高く、次いで「あいさつをする程度」が 29.7%、「よく行き来するが、立ち入ったことまでは関わらない」が 12.7%、「特に用事がなくても行き来し、世話をする家族同様のつきあい」が 4.1%、「近所づきあいはしていない」が 4.0%となっています。

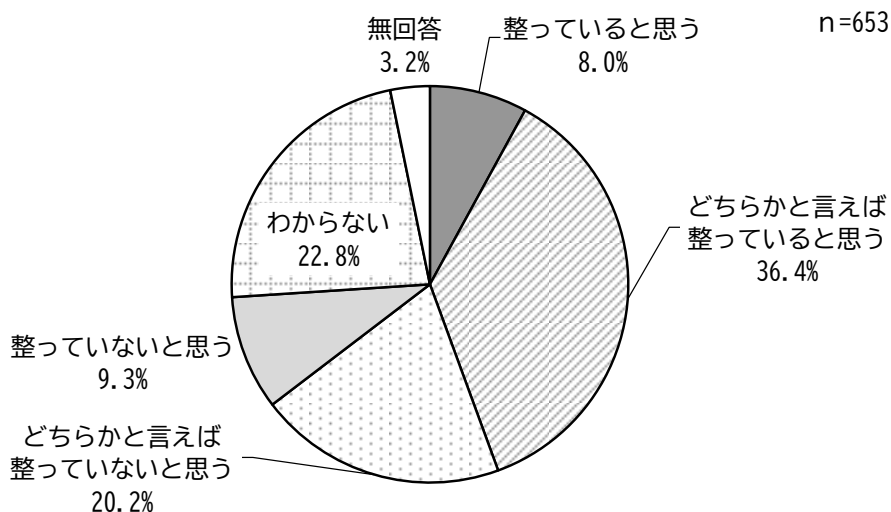
■近所づきあいの程度【単数回答】



②保健、医療、福祉サービスについて、利用しやすい環境が整っているか

保健、医療、福祉サービスについて、利用しやすい環境が整っているかについてみると、「どちらかと言えば整っていると思う」が 36.4%と最も高く、次いで「わからない」が 22.8%、「どちらかと言えば整っていないと思う」が 20.2%、「整っていないと思う」が 9.3%、「整っていると思う」が 8.0%となっています。

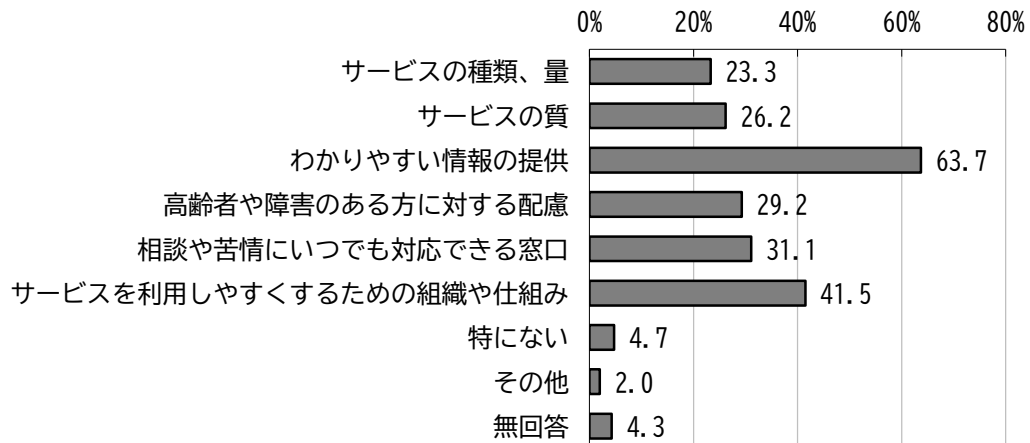
■保健、医療、福祉サービスについて、利用しやすい環境が整っているか【単数回答】



③保健、医療、福祉サービスを利用しやすい環境を整備するため、充実すべきこと

保健、医療、福祉サービスを利用しやすい環境を整備するため、充実すべきことについてみると、「わかりやすい情報の提供」が63.7%と最も高く、次いで「サービスを利用しやすくするための組織や仕組み」が41.5%、「相談や苦情にいつでも対応できる窓口」が31.1%となっています。

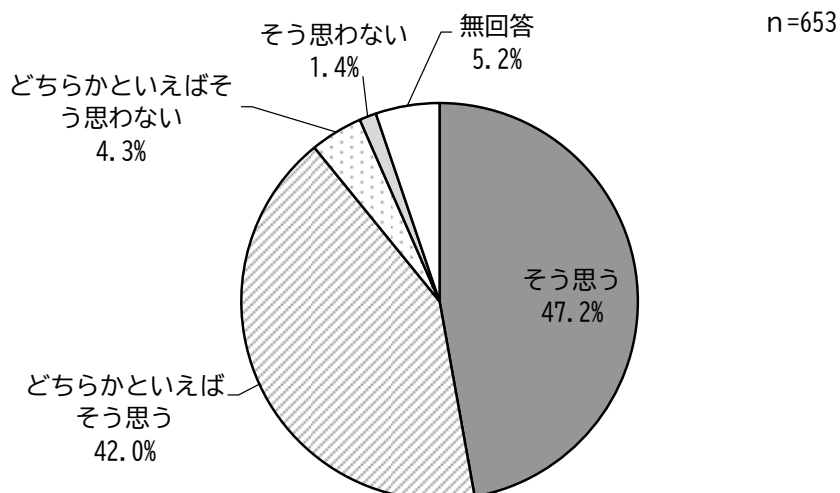
■保健、医療、福祉サービスを利用しやすい環境を整備するため、充実すべきこと【複数回答】
n=653



④地域住民による支え合いの必要性

地域住民による支え合いの必要性についてみると、「そう思う」が47.2%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が42.0%、「どちらかといえばそう思わない」が4.3%、「そう思わない」が1.4%となっています。

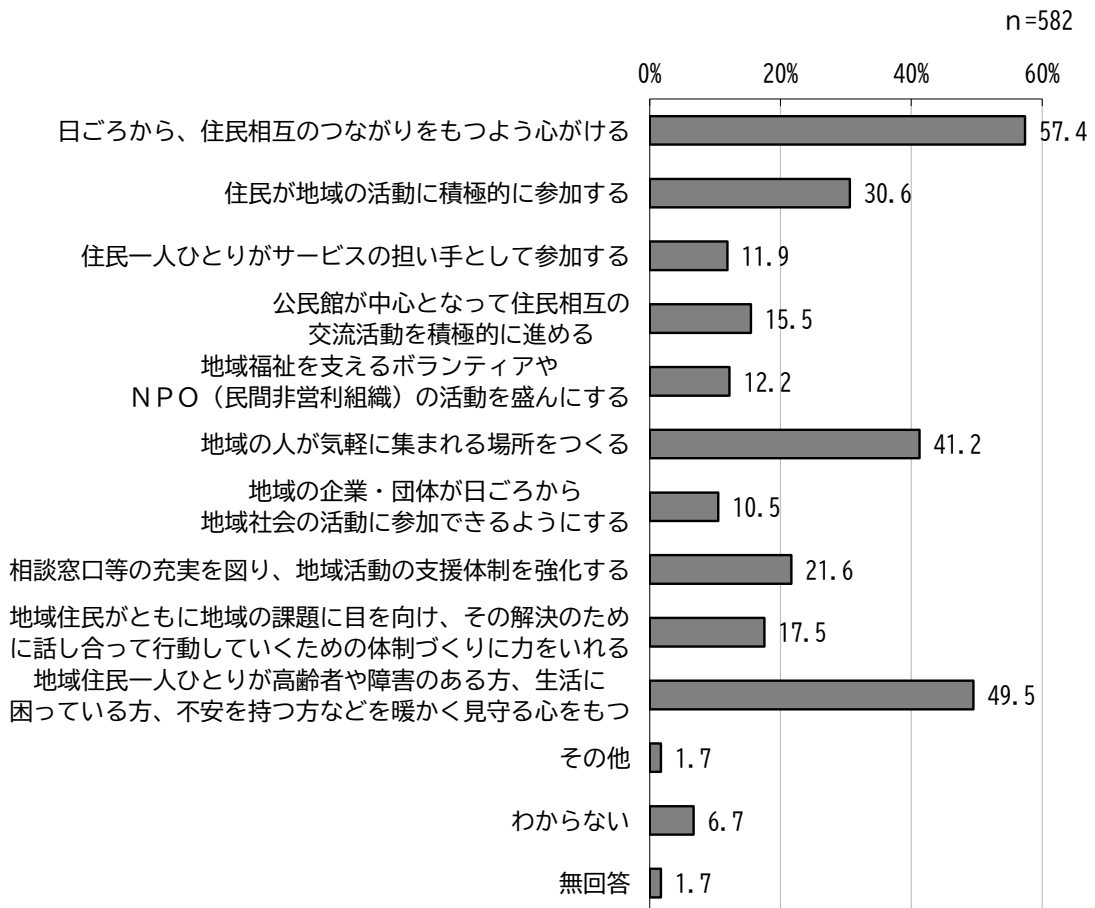
■地域住民による支え合いの必要性【単数回答】



⑤地域での支え合いのために心がけることが必要なこと

地域での支え合いのために心がけることが必要なことについてみると、「日ごろから、住民相互のつながりをもつよう心がける」が 57.4%と最も高く、次いで「地域住民一人ひとりが高齢者や障がいのある方、生活に困っている方、不安を持つ方などを暖かく見守る心をもつ」が 49.5%、「地域の人が気軽に集まれる場所をつくる」が 41.2%、「住民が地域の活動に積極的に参加する」が 30.6%となっています。

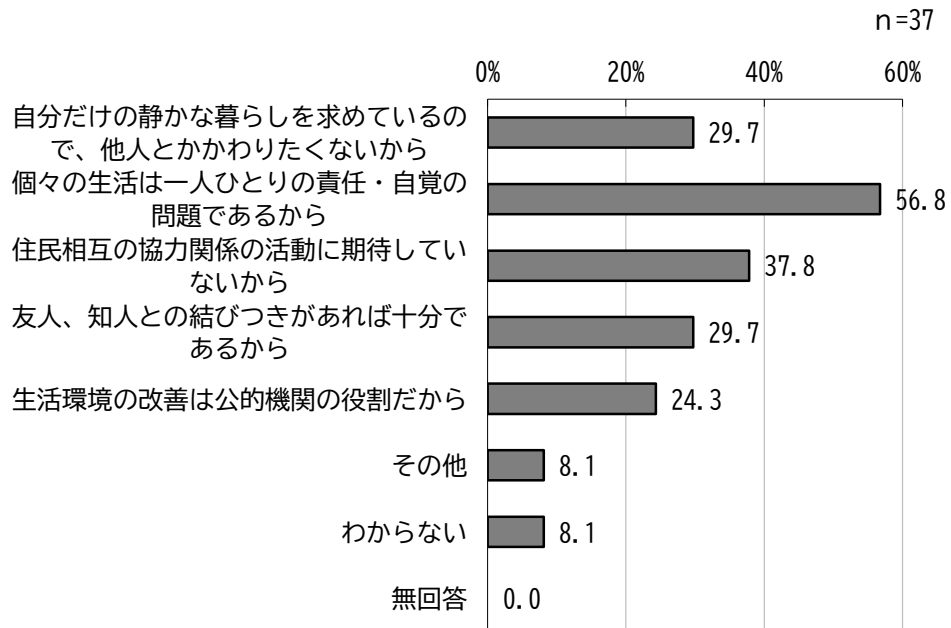
■地域での支え合いのために心がけることが必要なこと【複数回答】



⑥地域住民による支え合いを必要と思わない理由

地域住民による支え合いを必要と思わない理由についてみると、「個々の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題であるから」が56.8%と最も高く、次いで「住民相互の協力関係の活動に期待していないから」が37.8%、「自分だけの静かな暮らしを求めているので、他人とかかわりたくないから」と「友人、知人との結びつきがあれば十分であるから」がいずれも29.7%となっています。

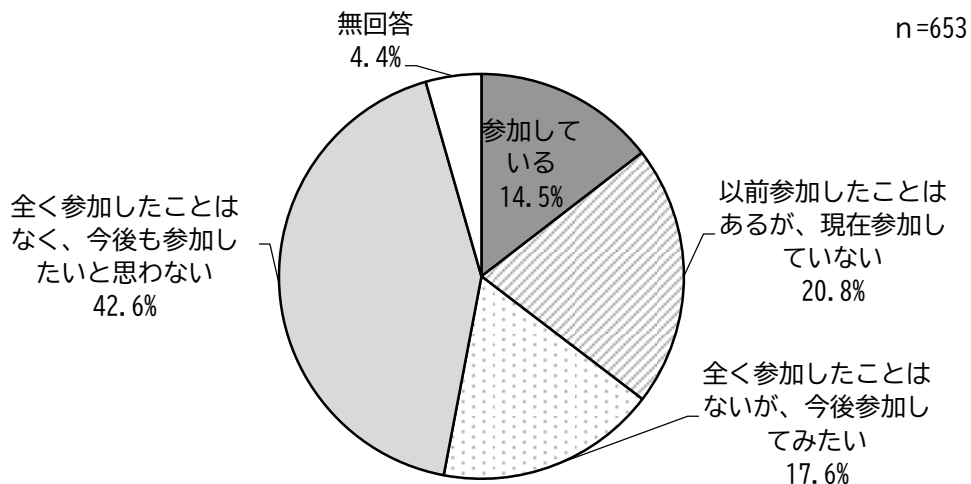
■地域住民による支え合いを必要と思わない理由【複数回答】



⑦ボランティア・NPO活動への参加の有無

ボランティア・NPO活動への参加の有無についてみると、「全く参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」が42.6%と最も高く、次いで「以前参加したことはあるが、現在参加していない」が20.8%、「全く参加したことはないが、今後参加してみたい」が17.6%、「参加している」が14.5%となっています。

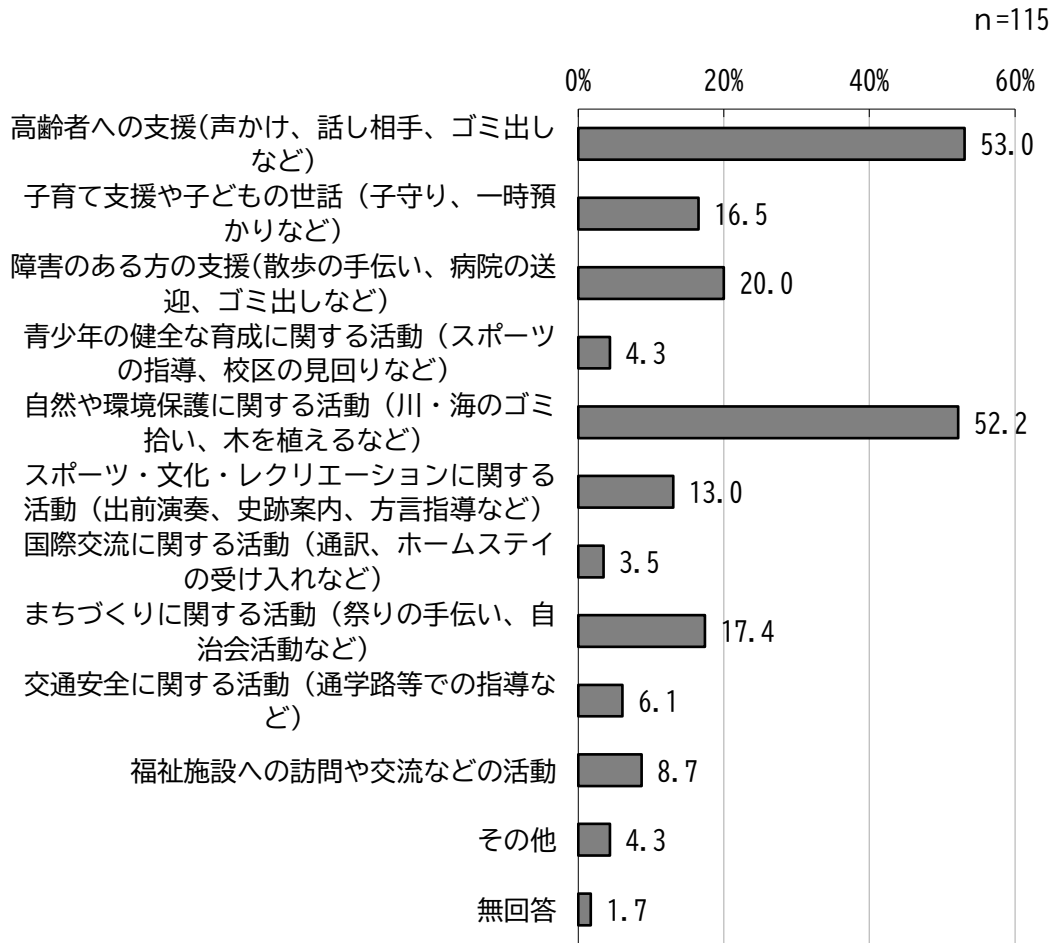
■ボランティア・NPO活動への参加の有無【単数回答】



⑧今後どのようなボランティア・NPOの活動をしてみたいと思うか

今後どのようなボランティア・NPOの活動をしてみたいと思うかについてみると、「高齢者への支援（声かけ、話し相手、ゴミ出しなど）」が 53.0%と最も高く、次いで「自然や環境保護に関する活動（川・海のゴミ拾い、木を植えるなど）」が 52.2%、「障がいのある方の支援（散歩の手伝い、病院の送迎、ゴミ出しなど）」が 20.0%となっています。

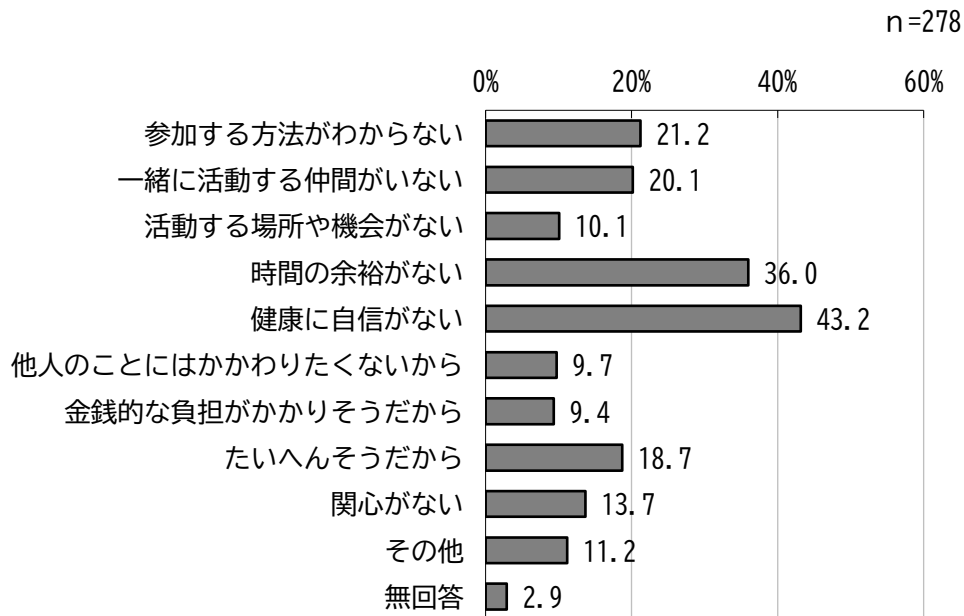
■今後どのようなボランティア・NPOの活動をしてみたいと思うか【複数回答】



⑨ボランティア・NPO活動をしていない理由

ボランティア・NPO活動をしていない理由についてみると、「健康に自信がない」が43.2%と最も高く、次いで「時間の余裕がない」が36.0%、「参加する方法がわからない」が21.2%、「一緒に活動する仲間がいない」が20.1%となっています。

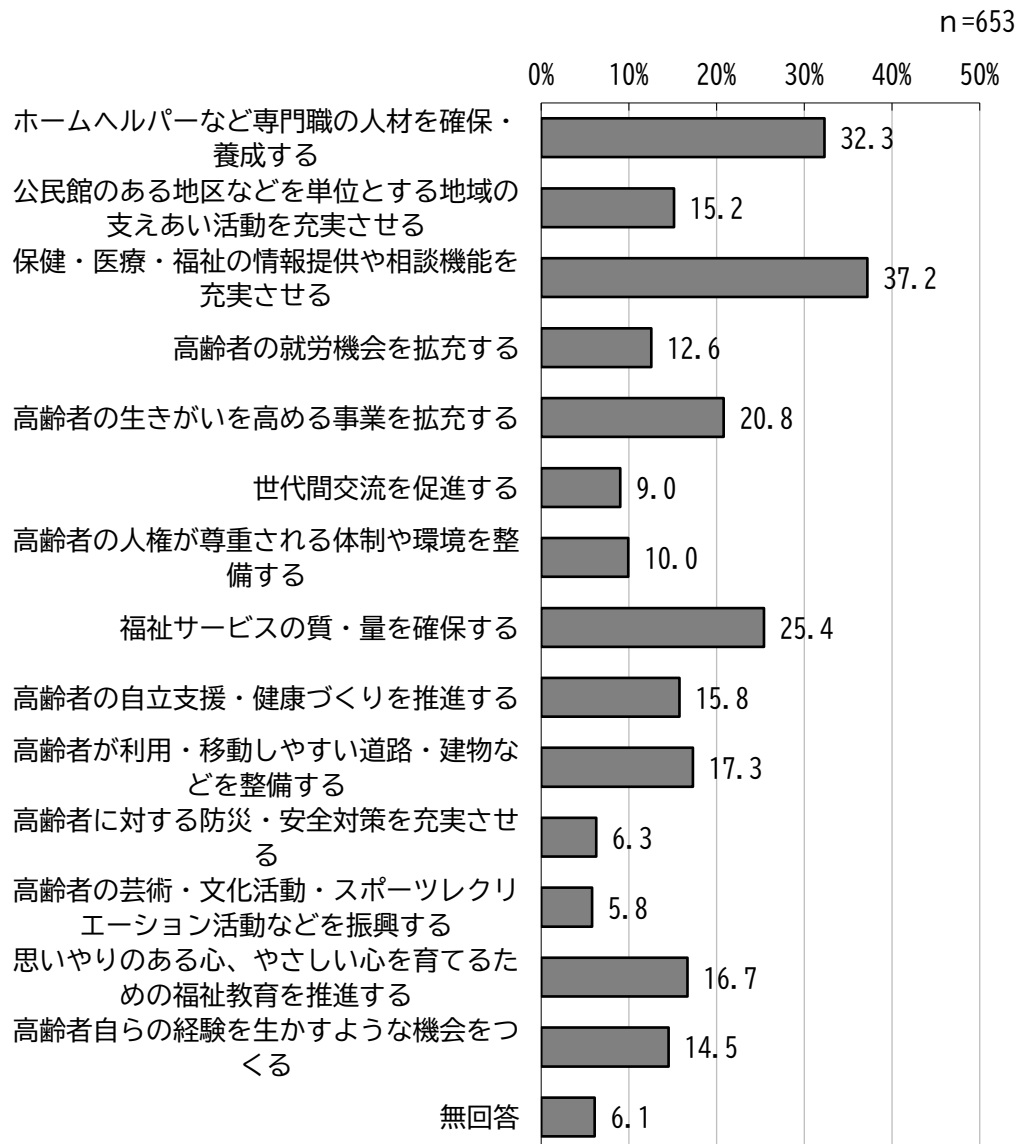
■ボランティア・NPO活動をしていない理由【複数回答】



⑩高齢者が住みやすいまちをつくるために重要なこと

高齢者が住みやすいまちをつくるために重要なことについてみると、「保健・医療・福祉の情報提供や相談機能を充実させる」が 37.2%と最も高く、次いで「ホームヘルパーなど専門職の人材を確保・養成する」が 32.3%、「福祉サービスの質・量を確保する」が 25.4%となっています。

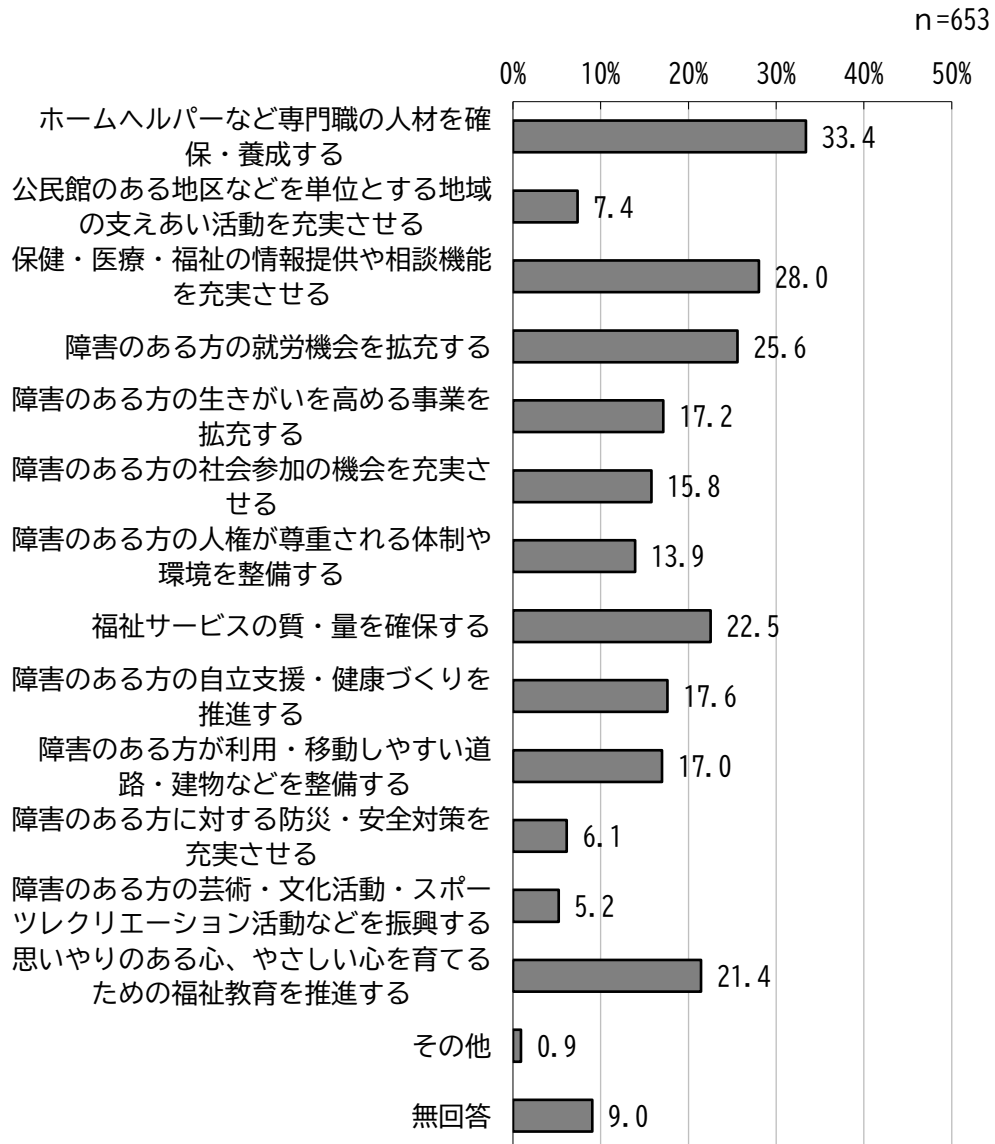
■高齢者が住みやすいまちをつくるために重要なこと【複数回答】



⑪障がいのある方が住みやすいまちをつくるために重要なこと

障がいのある方が住みやすいまちをつくるために重要なことについてみると、「ホームヘルパーなど専門職の人材を確保・養成する」が33.4%と最も高く、次いで「保健・医療・福祉の情報提供や相談機能を充実させる」が28.0%、「障がいのある方の就労機会を拡充する」が25.6%、「福祉サービスの質・量を確保する」が22.5%、「思いやりのある心、やさしい心を育てるための福祉教育を推進する」が21.4%となっています。

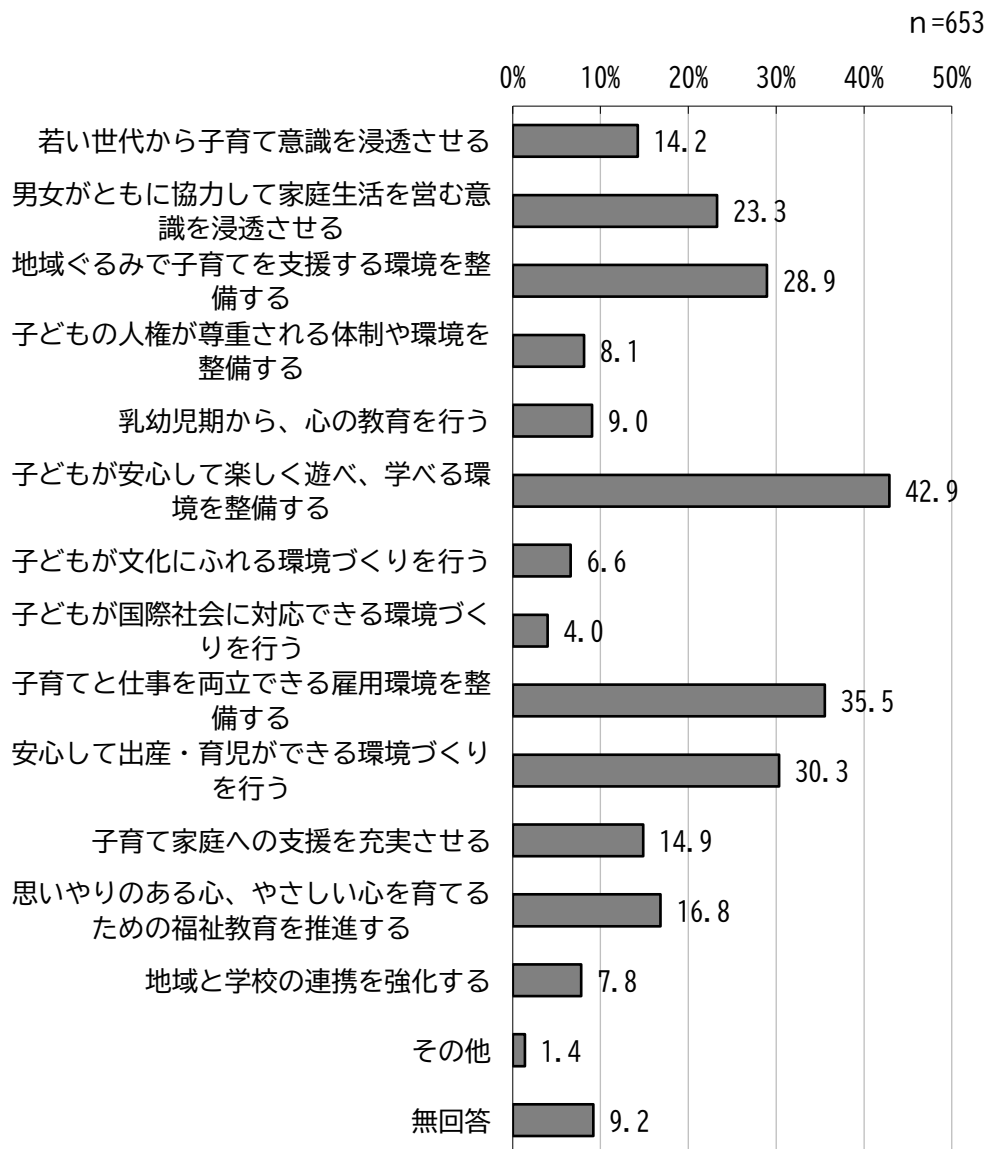
■障がいのある方が住みやすいまちをつくるために重要なこと【複数回答】



⑫子どもを健やかに育てるために重要なこと

子どもを健やかに育てるために重要なことについてみると、「子どもが安心して楽しく遊べ、学べる環境を整備する」が42.9%と最も高く、次いで「子育てと仕事を両立できる雇用環境を整備する」が35.5%、「安心して出産・育児ができる環境づくりを行う」が30.3%となっています。

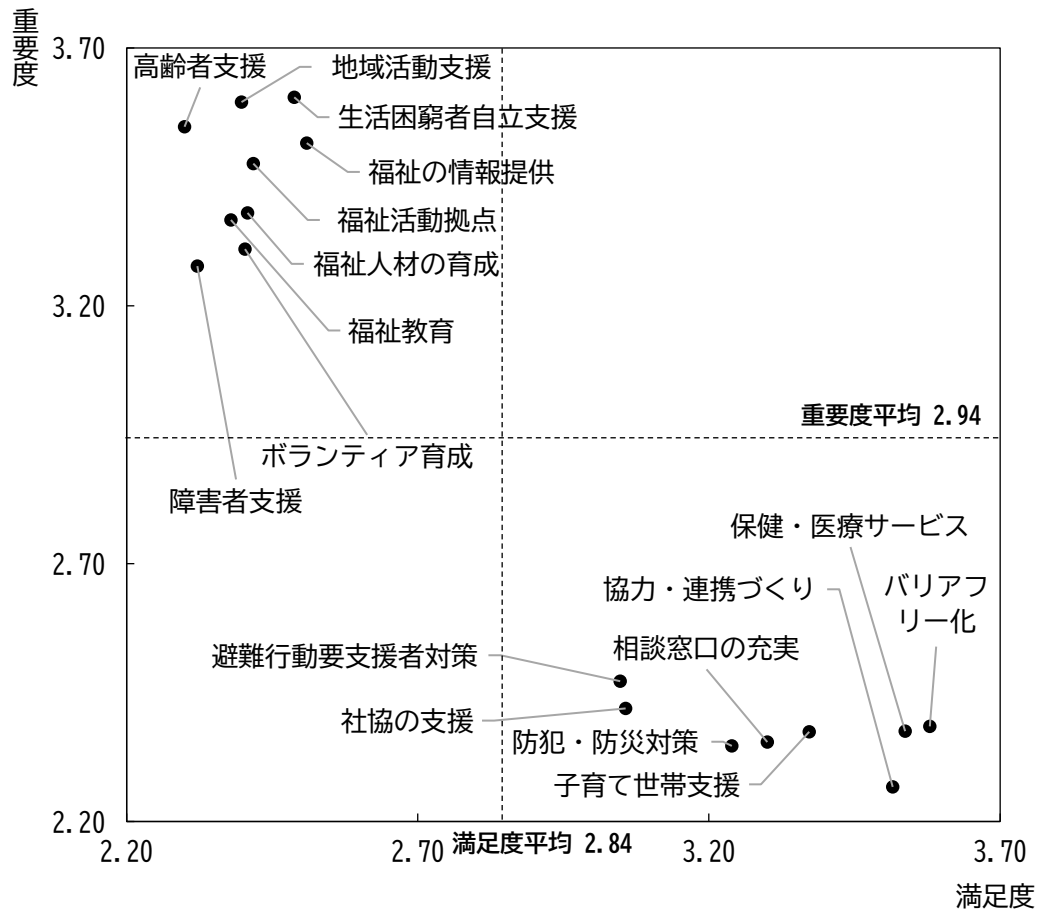
■子どもを健やかに育てるために重要なこと【複数回答】



③地域福祉推進のために重要なこと（現在の満足度・今後の重要度）

地域福祉推進のために重要なことについて、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い項目は、「高齢者支援」、「障がい者支援」、「福祉教育」、「地域活動支援」、「ボランティア育成」などとなっています。

■地域福祉推進のために重要なこと（現在の満足度・今後の重要度）【単数回答】



(3) 前回調査との比較

結果の概要にある各項目を前回のアンケート調査結果と比較し、特徴的な箇所は以下のとおりです。

①地域での支え合いのために心がけることが必要なこと

- ・「住民一人ひとりがサービスの担い手として参加する」が 5.0 ポイント低下

②地域住民による支え合いを必要と思わない理由

- ・「個々の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題であるから」が 16.8 ポイント、「自分だけの静かな暮らしを求めているので、他人とかかわりたくないから」が 9.7 ポイント、「住民相互の協力関係の活動に期待していないから」が 8.9 ポイント、「生活環境の改善は公的機関の役割だから」が 6.5 ポイント上昇

③ボランティア・NPO活動への参加の有無

- ・「全く参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」が 5.0 ポイント上昇
- ・「全く参加したことはないが、今後参加してみたい」が 7.7 ポイント低下

④今後どのようなボランティア・NPOの活動をしてみたいと思うか

- ・「自然や環境保護に関する活動（川・海のゴミ拾い、木を植えるなど）」が 15.8 ポイント上昇
- ・「交通安全に関する活動（通学路等での指導など）」が 6.3 ポイント低下

⑤ボランティア・NPO活動をしていない理由

- ・「時間の余裕がない」が 6.2 ポイント低下

⑥高齢者が住みやすいまちをつくるために重要なこと

- ・「ホームヘルパーなど専門職の人材を確保・養成する」が 6.5 ポイント上昇
- ・「高齢者の生きがいを高める事業を拡充する」が 5.7 ポイント低下

⑦障がいのある方が住みやすいまちをつくるために重要なこと

- ・「ホームヘルパーなど専門職の人材を確保・養成する」が 5.4 ポイント上昇

⑧子どもを健やかに育てるために重要なこと

- ・「子育てと仕事を両立できる雇用環境を整備する」が 7.5 ポイント低下

(4) アンケート結果からみえる課題

アンケート調査の結果から、本市の地域福祉に関する課題を整理すると、以下のとおりです。

①地域で暮らし続けるために、支え合うことのできる「つながり」づくり

近所づきあいの程度についてみると、「会えば立ち話をする程度」が33.8%と最も高く、「あいさつをする程度」(29.7%)、「近所づきあいはしていない」(4.0%)を合計すると、行き来するほどではない人が7割近くとなっています。また、地域住民による支え合いの必要性については、「そう思う」(47.2%)、「どちらかといえばそう思う」(42.0%)と、約9割が「地域に住む私たち住民がお互いに思いやりをもって、支え合い、助け合っていくことが大切だ。」と感じており、そのために心がけることとして、「日ごろから、住民相互のつながりをもつよう心がける」が57.4%と最も高くなっています。

このため、地域で暮らし続けることができるよう、手助けを必要としている人を地域で見守り、支える体制づくりとその充実を図るとともに、そうしたつながりの強化を、地域福祉活動の支援体制の強化にもつなげていくことも求められています。

②地域福祉の担い手育成

ボランティア・NPO活動への参加の有無についてみると、「全く参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」が42.6%と最も高くなっており、ボランティア・NPO活動をしていない理由については、「健康に自信がない」が43.2%と最も高く、次いで「時間の余裕がない」が36.0%、「参加する方法がわからない」が21.2%となっています。

一方、ボランティア・NPO活動への参加の有無において、「参加している」(14.5%)、「全く参加したことはないが、今後参加してみたい」(17.6%)を合計した『参加意向あり』は32.1%となっています。この「全く参加したことはないが、今後参加してみたい」と答えた方の行いたい活動については、「高齢者への支援(声かけ、話し相手、ゴミ出しなど)」が53.0%と最も高くなっています。

このため、社会環境や職場環境などの改善により活動参加の障壁となる負担の軽減を図るとともに、声かけ、話し相手、ゴミ出しなどの高齢者支援をはじめとした、何らかの活動をしたいと思っている方が、活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。また、活動参加を支える人材の育成にも力を入れていくことが求められます。

③情報提供の充実と総合相談支援体制の確立

保健、医療、福祉サービスを利用しやすい環境を整備するため、充実すべきことについては、「わかりやすい情報の提供」が 63.7%と最も高く、次いで「サービスを利用しやすくするための組織や仕組み」が 41.5%と高くなっています。

高齢者が住みやすいまちをつくるために重要なことについては、「保健・医療・福祉の情報提供や相談機能を充実させる」が 37.2%と最も高く、障がいのある方が住みやすいまちをつくるために重要なことでも、「保健・医療・福祉の情報提供や相談機能を充実させる」は 28.0%と高くなっています。また、子どもを健やかに育てるために重要なことでは、「子どもが安心して楽しく遊べ、学べる環境を整備する」が 42.9%と高くなっています。

このため、様々な情報を必要としている人のもとに、適切に届けられるように情報発信の方法を工夫していくことが求められます。また、地域生活課題を抱えた人に寄り添い解決に向かっていけるよう、関係する部署や専門機関だけでなく、地域とも連携、協働しながら、総合的な相談支援体制を整備するとともに、相談窓口の機能強化を図る必要があります。

3 第三次計画の重点施策の評価

第三次計画における重点施策について、関係各課でP D C Aサイクルによる評価を行い計画策定の基礎資料としました。(推進目標の評価については資料編参照)

重点施策	1：あったかふれあいセンターの機能強化
内容	<p>誰もが気軽に集い、くつろぎの居場所となるよう、あったかふれあいセンターの機能強化を図ります。</p> <p>集いの場や、相談対応、訪問などの活動を通して地域のニーズ把握や、支援が必要な人を関係機関につなぐ取組を強化します。</p>
取組の現状と課題	<p>【現状：平成31年度～直近までの取組状況】</p> <p>計画当初は1か所しかなかった拠点数が、令和5年度には4か所に増え、対象地域が広がっています。</p> <p>年々利用者も増え、子どもから高齢者まで、属性を問わない地域課題に取り組んできました。また、各センターの職員が定期的に集まり、研修や意見交換、行政との連携強化など、職員のスキルアップにもつなげています。</p>
	<p>【課題】</p> <p>未設置の地域があります。</p> <p>利用者が固定化し、利用者数の伸びが少ない拠点があります。</p> <p>センターの存在を知らない方もおり、より一層周知をしていくことが必要です。</p>
今後の方向性	<p>未設置地域へのセンター開設を支援し、対象範囲を市内全域に広げるよう取り組みます。</p> <p>複合的な地域課題へ対応できる機関として、地域福祉の核となるよう、引き続きセンター機能強化に取り組みます。</p>

※あったかふれあいセンターとは

子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無にかかわらず、誰でも気軽に集い、必要なサービスを受けることができる高知型地域共生社会の拠点です。

重点施策	2：防災対策の強化																																								
内容	<p>住宅の耐震診断の実施、住宅の耐震改修費用の助成や家具等転倒防止対策として金具等の取付費用を助成します。</p> <p>また、自主防災組織と連携し、定期的に避難訓練を行いながら、住民の防災意識の高揚に努めます。</p>																																								
取組の現状と課題	<p>【現状：平成31年度～直近までの取組状況】</p> <p>○住宅耐震診断</p> <p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1" data-bbox="405 667 1318 763"> <thead> <tr> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40</td> <td>43</td> <td>62</td> <td>52</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は、令和5年9月30日現在</p> <p>○住宅耐震改修</p> <p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1" data-bbox="405 904 1318 1001"> <thead> <tr> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は、令和5年9月30日現在</p> <p>○家具等転倒防止</p> <p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1" data-bbox="405 1142 1318 1238"> <thead> <tr> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は、令和5年9月30日現在</p> <p>○自主防災組織避難訓練等</p> <p style="text-align: right;">単位：件</p> <table border="1" data-bbox="405 1379 1318 1498"> <thead> <tr> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>全8地区で実施を検討中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は、令和5年9月30日現在</p>	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	40	43	62	52	6	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	48	31	36	36	20	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	2	2	4	1	0	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	10	2	5	7	全8地区で実施を検討中
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																					
40	43	62	52	6																																					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																					
48	31	36	36	20																																					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																					
2	2	4	1	0																																					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																					
10	2	5	7	全8地区で実施を検討中																																					
	<p>【課題】</p> <p>耐震診断のみで改修工事を行っていない家屋があります。耐震改修が必要と診断された方の改修工事にどうつなげていくかが課題となっています。</p>																																								
今後の方向性	<p>引き続き、広報や須崎市ホームページで周知し住宅耐震改修等の助成を行っていきます。</p> <p>また、発災時の対処方法を日頃から知っておく、意識しておくためにも避難訓練等を行うことは重要であるため、引き続き、自主防災組織と連携しながら取り組んでいきます。</p>																																								

重点施策	3：交通機関の充実と利用の促進
内容	<p>市民一人ひとりや地域の取組を更に活性化するとともに、個人や地域で解決できないことについては、公的機関が支え、地域とともに解決が図れるようにする必要があります。</p> <p>そこで、こうした点を踏まえ、『自助と共助の活性化』と『自助・共助と公助との相互連携』の2つを最重点項目として掲げ、取り組んでいきます。</p>
取組の現状と課題	<p>【現状：平成31年度～直近までの取組状況】</p> <p>公共交通機関のない桑田山地区において、吾桑地区地域自主組織を中心に住民主体の移動手段導入に向けての協議を行い、原則毎週1回1便の運航を始めました。</p> <p>市営バスについては、バス停にベンチを設置し待合空間の環境改善を図るとともに、市営バスを知ってもらうきっかけづくりとして、お試し乗車ツアーを実施しました。</p> <p>予約型乗合タクシーは以前と比べると乗合での利用が増えてきており、今後においても運行地域への情報発信を強化しながら現状の運行を継続していきます。</p>
	<p>【課題】</p> <p>吾桑地区以外でも移動手段がなく不便だという声も挙がっており、他の地域においても住民の意見を伺い、交通の利便性向上に努めます。</p> <p>市営バスについてはJRとの接続性向上を目指し運行ダイヤの見直しを計画します。</p>
今後の方向性	<p>須崎市地域公共交通計画に基づき、公共交通無料デー等の実施により、公共交通に慣れ親しむ機会を提供するとともに、地域のニーズに合わせた移動手段の確保を目指します。</p>

重点施策	4：自殺対策の推進
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 心の健康づくり講演会などの研修会を開催し、自殺予防対策に取り組みます。 2. 広報、チラシ等を作成し、自殺予防のための啓発を行います。 3. 自殺のサインに気づき、適切な対応ができる「ゲートキーパー」を養成するための講座を開催します。 4. 保健・医療・福祉部署にとどまらず、警察、消防、法テラス、商工会議所等関係機関との情報共有や支援体制について連携して取り組みます。
取組の現状と課題	<p>【現状：平成31年度～直近までの取組状況】</p> <p>ゲートキーパー養成講座・心の健康づくり講演会の実施 あったかふれあいセンターの職員や市職員、相談支援を担う関係機関、民生委員児童委員等に対し講座を実施し、延べ140名の受講がありました。</p> <p>広報やチラシによる啓発 9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間を中心に広報への記事掲載、折込みでのチラシ配布を行いました。また、同期間には公用車、関係機関の事業所の車に啓発用マグネットステッカーの掲示を依頼し啓発を行いました（約70台）。若年層に向けた啓発の必要性から令和4年には新たなチラシを作成し、全戸配布を実施、令和5年は中学3年生への母子事業「ふれあい体験事業」において、相談窓口の周知啓発を目的としたお守り型リーフレットを配布しました。</p> <p>関係機関との連携 須崎福祉保健所が実施する管内自殺対策関係機関連絡会、市が実施する自殺対策検討会では、情報共有や支援体制について話し合いを行い、情報共有や支援ネットワークの強化に取り組みました。</p> <p>産前産後のうつの早期発見と支援 母子保健事業ではエジンバラ質問票を活用し全妊婦を対象にアンケートを実施しました。うつの恐れのある場合は医療機関や関係機関と連絡を取り、早期支援につなげる取組を実施しています。</p> <p>【課題】</p> <p>自殺死亡者数は近年全国的に減少傾向でしたが、コロナ禍以降再度増加に転じています。特に、女性や若年層の人数が増加し、高知県においても過去5年間の自殺者数は年間累計120人～130人前後で推移しており、ほぼ横ばいとなっています。 また、自殺者の約20%に自殺未遂歴があることが分かっています。</p>
今後の方向性	<p>今後、自殺未遂者に対する支援や、家族等を自殺で亡くされた自死遺族のフォローについて高知県の取組と連携し、対策を進めていく必要があります。具体的には、支援者と住民それぞれに心の健康づくりに関する内容を盛り込んだ講座開催を実施し、うつ病に関する理解や早期発見・治療の促進につなげていきます。また、国の「地域自殺対策計画」が見直されたことを受け、今後の自殺予防のあり方を検討しながら、生きづらさを抱えた人や家庭が地域で孤立することなく、必要な相談対応や支援ができる体制づくりと自殺対策についての啓発事業を展開していきます。</p>

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本市では、地域福祉を推進していくことによって、毎日の生活の中で、全住民が自然豊かな場所で自分らしい幸せを探求できる理想のまちをつくりたいと考えています。この目標を実現するための基本的な考え方は、「山や海の恵み、人々のつながりを大切にし、みんなで助け合うまち」をつくることです。

住む人々が安心して生活できるまちをつくるため、行政や様々な団体、そして住民自身が、それぞれ積極的に役割を果たして計画の実現に努めることが大切です。

この活動を成功させるために、地域に関わる全ての人と同じ目的を持ち、生活の問題解決に向けて一緒に努力することが求められます。

まちの中での人々の出会いや交流を大事にし、地域の歴史や文化、自然、そして人々の知恵を生かし、子どもからお年寄りまで、みんなで支え合いながら福祉のまちづくりを進めていくことを目指し、基本理念を次のとおり定めます。

■基本理念

山のめぐみ 海のめぐみ 人のつながり
～ 共に暮らせる福祉の里 すさき ～

2 基本目標

基本理念である「山のめぐみ 海のめぐみ 人のつながり～共に暮らせる福祉の里 すさき～」のもと、本市における地域共生社会の実現に向けて、本計画の5年間の計画期間に実現すべきこととして、次の3項目を基本目標とし、総合的に推進していくこととします。

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

地域で安全に安心して暮らせるまちづくりは、日常の地域づくりと関係が深いことから、地域内での防犯パトロールの強化、子どもや高齢者に対する交通安全啓発などの推進、災害対策の強化をはじめ、権利擁護の推進など、安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり

地域の人材や資源の活用を図ることで、地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動を推進するため、地域福祉を担う人づくりを進め、多くの担い手により支え合える地域づくりを目指します。さらに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である社会福祉協議会との連携強化を図り、助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

いきいきと暮らせる環境づくりを進めるために、自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質なサービス提供体制の整備を図ります。

また、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが楽しみや生きがいを持ち活動し、身近な場所に自由に集まり交流する場を作り、お互いを認め合い思いやる心を育てます。

また、現状の交通機関の利用促進を図りながら、それぞれの地域のニーズに合わせた移動手段の確保を目指します。

さらに、命を大切にすまちなちを目指し、生きづらさを抱えた人や地域で孤立することのないように必要な相談対応や支援ができる体制づくりを展開していきます。

3 施策の体系

基本目標	推進目標	推進項目
安心して暮らせる 仕組みづくり	(1) 安心・安全なまちにしよう	○交通安全の推進 ○防犯対策の推進 ○再犯防止施策の推進 ◎防災対策の強化【重点項目】
	(2) 一人ひとりの人権を守るまちにしよう	○人権意識の向上 ○差別のないまちづくりの推進 ○成年後見制度の利用促進
助け合い、支え合う地域づくり	(1) 育て合うまちにしよう	○ボランティア等の育成及び確保 ○地域福祉の担い手の育成 ◎地域づくりコーディネートの強化【重点項目】
	(2) 美しい自然と美しいまちにしよう	○美化活動の推進
	(3) つながりのあるまちにしよう	○一人一声運動の推進 ○地域支え合いの充実 ○地域活動づくりの推進
	(4) 子育てにやさしいまちにしよう	○子育て支援の充実 ○子育て世代同士の交流の促進 ○子どもが遊び・学べる環境の整備
いきいきと暮らせる環境づくり	(1) 相談支援体制が整ったまちにしよう	○情報提供の充実 ○相談体制の充実 ○生活困窮者等の自立支援の充実
	(2) 福祉サービスが充実したまちにしよう	○適切な福祉サービスの提供 ○保健・福祉・医療の連携強化 ○専門職の人材確保・養成
	(3) 交流の場があるまちにしよう	○集いの場づくり ◎あったかふれあいセンターの機能強化【重点項目】
	(4) 交通機関が充実したまちにしよう	◎交通機関の充実と利用の促進【重点項目】
	(5) 命を大切にするまちにしよう	◎自殺対策の推進【重点項目】 ○ゲートキーパーの養成

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり

推進目標：(1) 安心・安全なまちにしよう

個人や団体などで自主的な防犯活動への参加が進むなど防犯意識の高まりが見られ、市民、事業者、関係機関相互の連携も進んでおります。

一方で、子どもを対象とした声かけ事案や高齢者を狙った特殊詐欺等、市民の身近なところで犯罪や犯罪に発展しかねない事案が発生していることから、さらに市民生活の安心感を高めるための取組を進めていく必要があります。

また、災害はいつ起きてもおかしくありません。災害の発生を未然に防ぐことは困難ですが、日頃から災害に対する十分な備えを行うとともに、発生直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減することが可能です。

そのためには、市民、地域、企業、行政が、それぞれで主体的に、『自助』の精神のもと災害対策に取り組む必要があります。さらには、市民や地域、企業、行政が手を合わせて、「被害を軽減する」取組を進めることが重要であり、災害に強いまちづくりのために、『自助・共助・互助・公助』によるみんなで作る安心・安全に暮らせるまちの実現を目指し、下記の4つを推進項目とします。

【推進項目】

- 交通安全の推進
- 防犯対策の推進
- 再犯防止施策の推進
- ◎防災対策の強化【重点項目】

一人ひとりが
できること

- ・ 交通ルールを守って思いやりのある行動をとりましょう。
- ・ 家具等の転倒防止や住宅の耐震化対策をしましょう。
- ・ 緊急連絡先を記入したものを分かりやすいところ（家）に置いて備えましょう。
- ・ 地区や学校で行っている避難訓練に進んで参加しましょう。
- ・ 避難路の清掃をこころがけましょう。
- ・ 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めましょう。

地域みんな
ができること

- ・ 日頃から近所付き合いを行い、避難困難者の把握に努めましょう。
- ・ 犯罪や非行をした人たちの社会復帰について理解を深め、孤立させないように、思いやりのある行動で受け入れましょう。
- ・ 防災、防犯対策意識の向上に努めましょう。
- ・ 避難訓練に誘い合って参加しましょう。

行政が取り組むこと	担当課
<p>○交通安全活動の推進</p> <p>子どもに交通ルールを守ることや正しい交通マナーを理解してもらうために、保育園・幼稚園・小学校は毎年、警察署や関係機関と連携・協力しながら、各種啓発活動や、交通安全教室等を実施し内容や回数を評価し、改善していきます。</p> <p>また、依然として交通事故に占める高齢者の割合は高いままであることから、交通安全教室や高齢者へのシルバードライバー講習会を須崎警察署と連携し協力を図り行います。交通安全運動などにより効果的な啓発活動を模索していきます。</p>	
<p>○再犯防止施策の推進</p> <p>須崎市・中土佐町・津野町・梶原町の1市3町の行政及び司法機関並びに高陵保護区保護司会で組織する高知保護観察協会高陵支部との連携を強化し、再犯防止体制の強化、更生保護活動や犯罪防止活動を推進します。</p> <p>犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」を推進するため、毎年7月の再犯防止啓発月間にあわせ、関係団体で構成する「社会を明るくする運動須崎市実施委員会」が中心となって、広報・啓発を実施し、青少年の非行防止や再犯防止に関する理解を促進します。</p> <p>再犯防止推進計画（地域福祉計画に包含して策定）に基づき、再犯防止施策の推進を図るとともに、地域における再犯防止、更生保護の活動拠点施設である「サポートセンターこうりょう」の運営支援等を通じ、保護司や保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係団体が行う活動の支援・充実を図り、犯罪のない明るいまちづくりの実現を目指します。</p> <p>保護司の安定的な確保の為に、高陵保護区保護司会候補者検討協議会との連携を強化し、保護司適任者などの人材の発掘・育成を支援します。</p> <p>須崎市が発注する工事等において、入札によらない総合評価落札方式を導入する際には、刑務所出所者等を雇用する事業主に対し、雇用実績に応じた優遇措置を検討します。</p>	総務課
<p>○児童・生徒の安全対策の推進</p> <p>学校やPTAと連携し、須崎市通学路安全対策連絡協議会にて通学路の整備及び危険箇所の合同点検を行い、それぞれの道路管理者において、改善策を検討し協議を行い実施していきます。</p> <p>スクールガードリーダー※2名により、市内全小中学校の通学路の巡回を実施し、児童生徒の交通安全及び防犯対策に努めます。</p>	学校教育課 総務課 建設課
<p>○防災対策の強化</p> <p>広報や須崎市ホームページで周知し住宅の耐震診断の実施、住宅の耐震改修費用の助成や危険家屋と判断される老朽住宅の除却にかかる費用等を助成し防災対策を進めます。</p> <p>また、発災時の対処方法を日ごろから知っておく、意識しておくためにも避難訓練等を行うことは重要であるので、各地区で自主防災組織と連携し定期的に避難訓練等を行いながら、住民の防災意識の高揚に努めます。</p>	防災課

行政が取り組むこと	担当課
<p>○避難行動要支援者名簿の提供 避難行動要支援者対策については、4課体制で取り組んでおり、避難行動要支援者名簿の更新を行い、自主防災組織等関係機関に名簿提供、個別避難計画の作成を行うことで情報共有と見守り活動、支援体制の強化を図ります。 また、個別避難計画の作成を介護支援専門員(ケアマネジャー)に依頼することで、より実行性を高めていきます。</p>	<p>防災課 長寿介護課 健康推進課 福祉事務所</p>

社会福祉協議会が取り組むこと	
<p>○地域における犯罪抑止 地域で見守り活動を行うことの重要性を啓発し、住民同士が常日頃から気軽に見守りや声かけができる、地域で顔の見える支え合い体制を促進し、子どもを対象とした声かけ事案や高齢者を狙った特殊詐欺等の犯罪抑止に努めます。</p>	
<p>○再犯防止活動支援 保護司会や更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や行政等と連携して、犯罪や非行をした者やその家族等に対する支援に努めます。</p>	
<p>○防災・防犯の情報発信 社会福祉協議会が実施する事業やサービスの利用者に対し、防災や防犯などに関する情報が円滑に伝達されるように努めるとともに、より効果的な発信方法を検討します。</p>	
<p>○防災・防犯活動の支援 自主防災組織と連携し、住民の防災・防犯に関する取組や防災・防犯意識の向上に努め、災害時の安否確認や避難支援などが円滑に行われるように支援します。</p>	
<p>○災害ボランティアセンターの運営機能強化 災害時に、災害ボランティアセンター[※]の設置や運営が迅速にできる体制を強化するとともに、日頃から模擬訓練等を実施し、円滑なボランティアの受入ができるよう取り組みます。</p>	
<p>○安否確認体制の構築支援 避難行動要支援者名簿を行政、関係機関・団体と連携しながら整備し、災害時の速やかな安否確認体制の構築に努めます。</p>	

※スクールガードリーダーとは

警察官OB等に委嘱し、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行う人のこと。

※災害ボランティアセンターとは

災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

一般的に、被災した地域の社会福祉協議会、日頃からボランティア活動に関わっている人たちが、行政が協働して担うことが多い。被災地外からの災害ボランティアセンター運営経験者が関わる場合もある。

推進目標：(2) 一人ひとりの人権を守るまちにしよう

高齢者、障がいのある人、子ども、外国人、生活困窮者等、すべての市民が社会から排除されることなく、人としてお互いの人権を尊重し合いながらともに生きることができる社会を築いていく必要があります。また、高齢や障がいにより判断能力が十分でない方が増加している中、誰もが安心して生活していくためには権利擁護の施策の推進が必要です。

そのためには、地域などの様々な場や機会を通して、人権啓発及び人権教育を進めていくことが必要と考え、下記の3つを推進項目とします。

【推進項目】

- 人権意識の向上
- 差別のないまちづくりの推進
- 成年後見制度の利用促進

一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題の勉強会や会合、サークル等へ積極的に参加しましょう。 ・相手を思いやる気持ちを持ちましょう。
地域のみんがができること	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からあいさつや声かけ等を行い、コミュニケーションを取り合しましょう。 ・地域で人権について学習会を開催しましょう。

行政が取り組むこと	担当課
<p>○人権啓発及び人権教育の推進</p> <p>「部落差別をなくする運動」強調旬間や「人権週間」等において、全体講演会や公民館単位での地区別講演会等を開催し、人権啓発及び人権教育の推進を図るとともに、あらゆる差別の解消に向けた取組を進めます。</p> <p>また、参加者の固定化が例年の課題のため、講演会に参加したことのない方（主に若年層・無関心層）にも興味をもって気軽に参加してもらえるよう、講師等を選定し、啓発を行い、今後も若年層・無関心層に対する啓発や講演会の内容をより一層検討しながら、引き続き啓発活動の充実を図っていきます。</p>	総務課 人権交流センター 生涯学習課
<p>○成年後見制度の利用促進</p> <p>広報紙掲載やホームページ掲載、講演会などを通して、成年後見人制度や高齢者、障がい者の権利擁護についての周知、啓発を行います。また、成年後見制度利用についての相談に応じ、必要な支援につなげるよう努めます。</p>	長寿介護課 福祉事務所

行政が取り組むこと	担当課
<p>○障がい者と共に働く場の推進 障害者差別解消法※が施行され、地域や職場も含めた障がいに対する理解を促進するとともに、就労に向けた支援や農福連携（障がい者が農業分野で活躍すること）を進めるため、関係機関を交えて農福連携分科会を定期的開催するなど就労を継続するための支援を関係機関と連携し、地域の実状に合わせ取り組みます。</p> <p>市内企業に障がい者への合理的配慮の提供、雇用に係る障がい者差別の禁止等の啓発パンフレットを配布し、障がい者雇用についての理解促進を図ります。</p>	福祉事務所

社会福祉協議会が取り組むこと	
<p>○広報活動 ホームページ等で人権に関する情報を発信します。</p>	
<p>○研修・講演会への参加促進 社会福祉協議会活動を通じ、関係団体や組織に対して人権に関する研修・講演会等への積極的参加を促進します。</p>	
<p>○相談支援体制の充実 高齢者や障がい者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関する相談支援体制の充実を図ります。</p>	

※障害者差別解消法とは

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。

基本目標2 助け合い、支え合う地域づくり

推進目標：(1) 育て合うまちにしよう

地域の人材や資源の活用を図ることで、地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動を推進し、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組むことが重要です。

座談会においても、地域活動への参加が減少してきており、各地域で地域福祉の担い手不足が課題との意見が聞かれました。

そこで、これからの地域福祉を進めていく上で「住民主体・住民参加」という原則に基づき、多くの担い手により支え合える地域づくりのためにも、様々な分野の人材育成が基本と考え、下記の3つを推進項目とします。

【推進項目】

○ボランティア等の育成及び確保

○地域福祉の担い手の育成

◎地域づくりコーディネートの強化【重点項目】

一人ひとり
ができること

- ・地域の人と交流を図り、協力し合える関係をつくりましょう。
- ・地域のイベントやボランティア活動等に積極的に参加しましょう。

地域みんな
ができること

- ・伝統継承を指導するボランティアを養成しましょう。
- ・世代を超えたボランティアの育成に努めましょう。
- ・各ボランティア団体のネットワークを強化しましょう。

行政が取り組むこと	担当課
<p>○ボランティアの育成及び確保の推進</p> <p>ボランティアセンターを拠点とし、周知を行い、ボランティアの人材育成予備確保やボランティアの募集、活動の場の提供などボランティアニーズとのマッチングに関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>ボランティア登録者に対して、定期的にボランティアニーズ情報の発信を行い、ボランティア活動の実施につなげていきます。また、ボランティア登録者の学びや交流の場を定期開催し、育成につなげていきます。</p> <p>社会福祉協議会と連携を図り、社会参加につながり、介護予防や健康づくり、地域からの孤立を防ぎ、地域の助け合いの力を強めるボランティア活動の支援を続けます。</p>	<p>福祉事務所 長寿介護課</p>

行政が取り組むこと	担当課
<p>○地域福祉の担い手の確保 社会福祉協議会と連携し、住民の主体的な地域づくりを支える人材(コミュニティソーシャルワーカー※、生活支援コーディネーター等)の確保・育成に取り組み、地域における、生活支援体制の構築に向けて取り組みます。</p>	<p>福祉事務所</p>

社会福祉協議会が取り組むこと
<p>○ボランティア育成 ボランティア養成講座や研修会等の開催により、ボランティアの意義を普及し、住民ボランティア登録を促進します。</p>
<p>○ボランティアセンター機能の充実 登録されたボランティアを住民ニーズに即した活動につなげるボランティアセンターの運営体制強化に努め、円滑なボランティア活動を支援します。</p>
<p>○情報提供 ボランティア活動に必要な情報等の提供をはじめ、活動の全般的な支援を行います。</p>
<p>○福祉資源の活用 地域福祉コーディネーター※を中心に、地域のニーズと福祉資源のマッチングに取り組みます。</p>
<p>○コミュニティソーシャルワーカーの配置 コミュニティソーシャルワーカーの配置に向けて行政と検討を重ねます。</p>

※地域福祉コーディネーターとは

地域で生きづらさを感じている人や孤立しがちな人に寄り添いながら必要な支援につなげたり、地域で多世代が支え合う仕組みをつくり出していく福祉専門職。

※コミュニティソーシャルワーカーとは

地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行う役割を担う。

推進目標：(2) 美しい自然と美しいまちにしよう

アンケート調査結果において須崎市が住みやすくなったと感じられる点を見ると、「自然が残っている」の回答が多く、座談会では、地域の美化活動を基軸とした地域活動への取組が話し合われました。

美しい自然・美しいまちを継続し、誰もが気持ちよく生活できるように下記を推進項目とします。

【推進項目】

○美化活動の推進

一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none">・地域の清掃活動等に積極的に参加しましょう。・自宅周辺や散歩の時など、気づいた時にゴミを拾いましょう。
地域のみなができること	<ul style="list-style-type: none">・隣近所でゴミ出しに困っている人がいたら助け合いましょう。・地域の清掃活動等に誘い合って参加しましょう。

行政が取り組むこと	担当課
○環境にやさしいまちづくりの推進 環境保全活動の取組について合併浄化槽設置補助金、住宅用太陽光発電システム等補助金、電動生ごみ処理機購入補助金交付制度を広報、ホームページに掲載し周知・啓発するとともに、二酸化炭素など温室効果ガス削減するため、クリーンエネルギー※の導入を促進し、地球環境にやさしいまちづくりを推進します。 マナーを守って誰もが気持ちよく暮らせる社会を目指し、ごみの出し方や不法投棄防止のための啓発活動を行います。	環境未来課

社会福祉協議会が取り組むこと
○環境美化活動の支援 各地区社会福祉協議会や学校と連携し、地区清掃活動やクリーンキャンペーン活動を支援します。

※クリーンエネルギーとは

電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。

推進目標：(3) つながりのあるまちにしよう

近年、少子高齢社会や核家族化、生活スタイルの変化などを背景に、これまで地域において培われてきた「個人と地域との絆」が希薄になってきています。

座談会では、自治会・町内会組織のないところもあり、隣近所の付き合いが薄れ、助け合いのつながりが少なくなっているという意見も聞かれました。

このような状況の中で、支援を求めている人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で助け合い支え合うことができるまちづくりを進めることが一層重要になってきていることから、下記の3つを推進項目とします。

【推進項目】

- 一人一声運動の推進
- 地域支え合いの充実
- 地域活動づくりの推進

一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら率先してあいさつしましょう。 ・身近な相談相手をつくりましょう。 ・自治会や町内会に参加しましょう。
-------------	---

地域のみなができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域であいさつ運動を実施しましょう。 ・地域で困っている人がいたら、お互いに助け合いましょう。 ・民生委員・児童委員や福祉委員の周知を図り、活動内容を充実させましょう。
-------------	---

行政が取り組むこと	担当課
<p>○民生委員・児童委員との連携強化</p> <p>今までの取組や情報を活かして民生委員・児童委員や福祉委員、地域の方々と連携しながら、地域での見守り活動や住民からの相談や困りごとに対し関係団体との連携、支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、それぞれの地域での課題解決にむけて、地域自主組織[*]の支援や組織化に取り組みます。</p>	福祉事務所 生涯学習課
<p>○認知症への理解促進と見守り体制づくり</p> <p>認知症の方と家族が暮らしやすくなるために、認知症への理解を深め、地域での見守り、支え合いの意識を高めるため、認知症サポーター養成講座や地区別に認知症講座を若い世代を中心に開催し、認知症の早期発見早期治療につながる体制づくりを認知症初期集中支援事業で行っていきます。</p>	長寿介護課

社会福祉協議会が取り組むこと
<p>○地域福祉委員制度の充実 住民への地域福祉委員制度の周知を図り、地域福祉委員の増員と活動内容の充実に努めます。</p>
<p>○あいさつ運動・見守り活動の促進 地区民生委員児童委員協議会や学校と連携し校門前あいさつ運動を定期的で開催します。また、地区民生委員児童委員協議会の実施する独り暮らし高齢者への見守り活動を通じた近隣住民との見守り体制の構築を支援します。</p>
<p>○要援護者世帯の見守り体制構築 要援護世帯を地域ぐるみで見守っていくために、地域自主組織や地区社会福祉協議会等の住民組織と関係機関や住民と連携してニーズの把握を行うとともに、活動を行う住民ボランティアの発掘に努めます。</p>
<p>○認知症カフェ等の開催 認知症の方とその家族が地域で共に暮らしていくことができるよう、あったかふれあいセンター等にて「認知症カフェ」や「認知症講座」を開催し、身近な地域住民に認知症への理解を深め、支え合いの意識の向上を図ります。</p>

※地域自主組織とは

地域における様々な組織や人とひとつながり、連携を深め、地域課題を自ら解決し、地域の振興発展を図る地域づくりの拠点。

推進目標：(4) 子育てにやさしいまちにしよう

座談会では、少子高齢化が進み、地域内で子育て世帯が少ないという意見が多く、それぞれの地域の共通課題といえます。

アンケート調査において、子どもを健やかに育てるために、今後どのようなことが重要だと考えるかについてみると、「子どもが安心して楽しく遊べ、学べる環境を整備する」、「子育てと仕事を両立できる雇用環境を整備する」、「安心して出産・育児ができる環境づくりを行う」の回答が多くありました。

このような様々な問題を解決するために、行政や事業所、地域住民が共に取り組み、子どもも親も安心して暮らせる地域に向けて、下記の3つを推進項目とします。

【推進項目】

- 子育て支援の充実
- 子育て世代同士の交流の促進
- 子どもが遊び・学べる環境の整備

一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談、子育てサークルなどへ積極的に参加しましょう。 ・隣近所の子育て家族を知り、気にかけてみましょう。
地域みんなができること	<ul style="list-style-type: none"> ・学生も参加できる子育て体験学習などを行いましょう。 ・子育て家族のネットワークづくりを推進しましょう。 ・育児等、母親同士の相談場所、集える場所をつくりましょう。 ・地域で子育て世代との交流を行いましょう。 ・若者が活躍できる場づくりに努めましょう。 ・空き家の情報を提供し活用しましょう。

行政が取り組むこと	担当課
<p>○子育て支援の推進</p> <p>子育て家庭への訪問、子育て世代包括支援センターの充実、また庁内連携会議等において、新たな事業展開の検討など、子育て家庭への支援を推進します。</p> <p>また、仕事と子育てが両立できるよう、延長保育事業は全ての認可保育所で実施しているほか、土曜日一日保育を開始し、また、病後児保育事業等は市内の医療機関に委託し、子育てしやすい環境づくりを推進します。</p> <p>母子健康手帳交付時に全件面談を実施します。助産師が産前より支援に入ることで、切れ目のない支援を行い、産後の育児不安の解消や産後ケアサービスの利用増進につなげます。また、産前学級、育児相談、ママカフェの場を活用し、親同士の交流の機会をつくります。</p>	<p>健康推進課 子ども・子育て 支援課</p>

行政が取り組むこと	担当課
<p>○公園など身近で利用できる施設の整備 遊具が設置されている公園については、使用する上で安全面に支障がないか毎月定期的な見回りを実施するとともに、公園施設長寿命化計画を策定し、老朽化遊具の撤去、取替、修繕等を行い、子育て環境の充実を図ります。</p>	建設課
<p>○図書館等複合施設における子育て支援機能の整備 令和8年に開館予定の図書館等複合施設を整備するにあたり、子育て支援機能として、乳幼児の一時預りスペース及び屋内遊具を設置します。 キッズパークを整備し、子育て世代が親子で集うことができる子どもの遊び場を確保することで、子育て世代同士の交流促進を図ります。</p>	生涯学習課

社会福祉協議会が取り組むこと	
<p>○地域生活支援事業の充実 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、須崎市生活支援・総合相談センターほっとにおいて実施する、地域生活支援事業の充実に努め、障がいのある子どもやその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供および助言、障がい福祉サービスの利用支援など必要な支援を行います。（幼児・児童の健全育成と子育て支援）</p>	
<p>○子育て世代・子ども世代の交流 あったかふれあいセンター機能を活用した、子育て中の母親の交流の場や夏休み期間中の学生ボランティアによる小学生児童との交流（宿題や学習）の場「ピカ★ボラ」を開催します。</p>	

基本目標3 いきいきと暮らせる環境づくり

推進目標：(1) 相談支援体制が整ったまちにしよう

一人暮らしの高齢者や障がいのある人等、支援を必要とする市民は増加しており、市民を取り巻く環境においても長期にわたる景気低迷の影響等による生活上の不安やストレスの増大、子どもや高齢者への虐待、自殺やひきこもり等、新たな社会問題が多く生じてきています。

介護保険や障がい者支援等、個別分野の福祉サービスは充実してきましたが、それぞれの福祉制度にあてはまらない制度の狭間にある人への支援や、公的なサービスでは対応できない多様なニーズに応えるための体制づくりに取り組むことが重要です。

また、地域にある困りごとや様々な問題を住民で話し合うことは、地域の福祉活動を推進するうえで重要なことから、話し合いや情報交換を行い、情報の共有に努めることが必要となっています。

このような状況の中で、支援を求めている市民の人々が、それぞれの地域において安心して、いきいきと暮らすことができるまちづくりを進めるため、世代に応じた多様な媒体を通じて福祉関連情報を提供・発信し、福祉制度・サービス内容の周知に努めることから、下記の3つを推進項目とします。

【推進項目】

- 情報提供の充実
- 相談体制の充実
- 生活困窮者等の自立支援の充実

一人ひとりが
できること

- ・広報や市ホームページ等から行政の情報を収集しましょう。
- ・新聞やインターネット等を活用し身近な情報を収集しましょう。

地域みんな
ができること

- ・知っている便利な情報を伝え合いましょう。
- ・情報の伝え方を話し合いましょう。
- ・地区や地域での交流を利用して情報の共有を図りましょう。
- ・地域内の情報発信を充実しましょう。

行政が取り組むこと	担当課
<p>○市広報・市ホームページの充実</p> <p>市広報紙は毎月発行し、掲載話題は季節や発行月、時事性を考慮した話題を選定しています。常に読み手（市民）の目線を考え、市民に必要な情報等を分かりやすく簡潔に伝えるために文章を編集し提供するとともに、読みやすさと親しみやすさを感じていただけるように、割り当てた紙面に対しての文章量とデザイン・レイアウトのバランスなども考慮して紙面づくりに努めます。</p> <p>また、情報発信は広報紙に加えて市ホームページを活用し、最新の情報を取りまとめ、随時更新を行うことで市政の情報発信を行っていきます。</p> <p>さらに、情報の発信手段としては、昨今の情報収集の主流ともいえる各種SNS（現状では、X（旧：Twitter）とInstagram）活用し、市内外への広報にも取り組んでいます。</p>	企画情報課
<p>○地域の情報（広報）の充実</p> <p>各公民館が読みやすい紙面づくりに努め、今後も継続して、公民館だより等を毎月発行、活用し地域の情報発信を行うとともに、行政情報を発信していきます。</p>	生涯学習課
<p>○相談体制の充実、周知</p> <p>子育て、高齢者、障がいのある人、ひきこもり状態の人等、身近な地域で相談ができるよう相談窓口の周知を行うとともに、庁内や関係機関と連携し、支援の充実に向け取り組みを進めていきます。</p>	福祉事務所 長寿介護課 健康推進課 子ども・子育て支援課
<p>○生活困窮者等の自立支援の推進</p> <p>経済的に困窮している方に対して、相談支援員がアセスメントを実施します。その人の状態に合わせた支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげる包括的な支援を行います。なお、必要に応じて、支援員による就労支援、家計改善支援も実施します。</p> <p>また、地域にある様々な関係機関や社会資源が把握する支援が必要な方への相談につながるよう、ネットワークづくりについても検討を進めていきます。</p>	福祉事務所

社会福祉協議会が取り組むこと	
<p>○相談機能の充実</p> <p>日常的なあらゆる悩み事や心配ごとの相談を随時受け付けるとともに、無料法律相談を実施し、生活上の様々な不安を取り除きます。</p>	
<p>○相談専門員の配置</p> <p>相談に適切に対応できるよう各種相談専門員を配置し、常時相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。</p>	
<p>○日常生活自立支援事業</p> <p>高齢者、障がい等の理由で判断能力の不十分な方が、地域で自立した生活を過ごすため、日常生活自立支援事業により支援します。</p>	
<p>○生活福祉資金貸付制度</p> <p>低所得者・高齢者・障がい者世帯の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。生活困窮者自立支援事業と併用し、住民の計画的な生活再建等を図ります。</p>	

社会福祉協議会が取り組むこと

○指定相談支援事業所の運営

障がいのある人（児）が住み慣れた地域で生活するために相談支援事業所の機能の充実を図り、障がい者福祉に関するコーディネートを行います。

○おすそわけソーコとフードドライブキャンペーン

地域や企業、家庭で余っている食料品を寄付していただき、様々な理由で生活に困窮し、食べ物にも窮している世帯に食料品を提供することで生活基盤を支える活動の一環として「おすそわけソーコ」事業を実施しています。また、須崎市内の社会福祉法人で連携する須崎市社会福祉法人連絡会でも「フードドライブキャンペーン」を実施し、生活困窮者に対し食品譲渡会を行います。

※アセスメントとは

生活困窮者等の抱えている課題を評価・分析すること。

推進目標：(2) 福祉サービスが充実したまちにしよう

住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、保健・医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことが重要です。

高齢者や障がいのある人等、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供が求められています。住民や事業所などとの連携を強化し、協働で進めていくことが必要であることから、下記の3つを推進項目とします。

【推進項目】

- 適切な福祉サービスの提供
- 保健・福祉・医療の連携強化
- 専門職の人材確保・養成

一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none"> ・広報等を利用し、福祉サービスについての情報を収集しましょう。 ・緊急時の対応を決めておきましょう。
地域のみなができること	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人へ声かけを行い、相談窓口へつなぎましょう。 ・地域の社会資源を活用した福祉サービス活動が行えるよう努めましょう。

行政が取り組むこと	担当課
<p>○在宅での福祉サービスの充実 須崎市障害者自立支援協議会相談支援部会での協議を継続し、地域で安心して生活できるよう、本人の意思を尊重し、一人ひとりのニーズに応じた障がい者が必要とする福祉サービスの提供と充実に努めます。</p>	長寿介護課 福祉事務所 健康推進課
<p>○地域包括ケアシステムの深化・推進 いつまでも住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、保健・医療・福祉関係者の連携や、地域ケア個別会議では、会議で浮かび上がってきた地域課題や情報を会議参加している市内の専門職と担当課が共有し、協働で地域共生社会を進める仕組みづくりを行い、地域における各種団体・市民のネットワークの形成を推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。</p>	
<p>○専門職の人材確保・養成 県や関係機関と連携し、ホームヘルパー等専門職の人材確保や、養成につながる介護職員初任者研修会等を年1回の実施に向けて取り組みます。</p>	長寿介護課

社会福祉協議会が取り組むこと

○適切な情報提供

相談窓口において、相談者に適切な福祉サービスの情報を提供し、迷いや混乱なくサービス提供につなげます。また、社会福祉協議会広報誌「社協だより」やホームページにおいて、常時最新の情報や活動などの提供に努めます。

○地域共生社会の推進

全ての住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、行政はもとより保健・医療・福祉分野における連携、社会福祉法人や NPO 法人等の民間組織、地域住民や当事者団体等との協働を図り、地域共生社会を進める仕組みづくりに努め「地域包括ケアシステム」の深化につなげます。

○訪問介護サービスの提供

地域の高齢者が要支援・要介護状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた訪問介護サービスを提供するため、関係機関との密な連絡調整等を行い、また、継続的なサービス提供を行うために人材確保に努めます。

推進目標：(3) 交流の場があるまちにしよう

近年、地域の中で社会との交流が少なくなり、孤独を感じる人も増加しています。

子どもから大人まで、すべての人が地域づくりの一員として、その人らしく暮らしていけるように、地域での交流の場をつくっていく必要があります。

交流の場の形態は様々ですが、対等な立場で集まれる《場》という意味からも「住民主体・住民参加」で行われ、行政や地域の社会資源が協力していくという体制が大切だと考え、下記の2つを推進項目とします。

【推進項目】

○集いの場づくり

◎あったかふれあいセンター※の機能強化【重点項目】

一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつを積極的にして気軽な雰囲気づくりに努めましょう。 ・自治会や町内会に参加しましょう。
地域みんな ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・交流できる組織づくりを行いましょう。 ・交流の場の継続に必要な話し合いや学習会を開催しましょう。 ・世代間交流ができる場所づくり（地域座談会など）を行いましょう。

行政が取り組むこと	担当課
<p>○公民館、集会所の活用の促進</p> <p>公民館や集会所を活用して、新たな交流の場、住民ニーズに応じた各種教室の開催、発表の場を創出するなどし、高齢者の健康維持、生きがいづくりにつながるよう支援し、地域社会の活性化や教育力の向上等の充実を図ります。</p>	生涯学習課
<p>○あったかふれあいセンターの機能強化</p> <p>子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集い、くつろぎの居場所となるよう、未設置地域へのセンター開設を支援し、対象範囲を市内全域に広げるよう取り組みます。また、あったかふれあいセンター※が複合的な地域課題へ対応できる機関として、地域福祉の核となるよう機能強化を図ります。</p> <p>集いの場や相談対応、訪問などの活動を通して地域のニーズ把握や、支援が必要な人を関係機関につなぐ取組を強化します。</p>	福祉事務所

社会福祉協議会が取り組むこと

○地域交流の場の充実

地域の“集いの場”等のサロンの実施や、地域での住民参加、子育てサークルなどとの連携により、交流の促進や活動の充実を図ります。

○地区座談会の実施

年間を通じて、定期的に地区座談会を実施し、地域課題や住民の生活課題の掘起こしやその解決方法を協議します。

○あったかふれあいセンターの実施

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に利用できる地域の拠点として、様々なイベントや多世代交流などを実施するとともに、相談・訪問機能の強化を図り、地域の高齢者や障がい者などの要配慮者を早期発見し、必要な支援やサービスにつなげる関係機関とのネットワークづくりや、地域での生活を維持するための生活課題に対応した支え合う仕組みづくりに務めます。

※あったかふれあいセンター

本市では須崎地区・多ノ郷地区、浦ノ内地区、上分地区、安和地区に開設している。
(令和5年12月時点)

推進目標：(4) 交通機関が充実したまちにしよう

アンケート調査結果において、須崎市が住みにくくなったと感じられる点を見ると、「商店などが近くなりなくなり、日常の買い物が不便になった」、「バス、鉄道など交通機関の利便性が悪くなった」の回答が多くありました。

また、座談会でも移動手段の確保が難しい高齢者が増加していることや、交通手段のない方の買い物が困難な状況である等の意見がありました。

高齢化の進行に伴い、移動手段の確保は地域福祉の向上にあたって課題となっていることから、下記を推進項目とします。

【推進項目】

◎交通機関の充実と利用の促進【重点項目】

一人ひとりが できること	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで乗り合わせることを心がけましょう。 ・隣近所への声かけをしましょう。(買い物、病院、会等) ・公共交通機関を利用しましょう。
地域みんな ができること	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用しやすい方法を考え、提案しましょう。

行政が取り組むこと	担当課
<p>○市民の移動手段の確保</p> <p>公共交通機関のない地域などについては、必要に応じて地域自主組織や地域住民などの意見を伺い、課題について地域の方とともに検討していきます。</p> <p>また、既存の公共交通である市営バスや路線バス、予約型乗合タクシーなどについては、多くの方にご利用いただけるように、住民の意見などを伺いながら利便性を向上するとともに、情報発信を強化するなど、継続して公共交通の利用促進に努めます。</p>	企画情報課

社会福祉協議会が取り組むこと
<p>○地域課題の共有</p> <p>定期的に地域座談会を開催し、移動に支援を必要としている人や配慮を必要とする人等の状況の把握に努め、地域住民や関係団体等と地域福祉活動に関する情報共有をする場を設け、地域における地域で解決できる仕組みづくりに取り組みます。</p>
<p>○社会資源の活用</p> <p>地域組織や団体と協働し、既存の取組に加え新しい社会資源の開発を目指した協議の場の設定を図ります。</p>

推進目標：(5) 命を大切にすまちにしよう

自殺は、様々な要因が重なり起こるといわれており、悩みを抱えている人は、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多くなっています。

自殺対策では悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話を聞いて」「必要な支援につなげ」「見守る」ことが大切とされています。また、近年は若年層の自殺の増加が問題となっています。命の大切さを理解し、悩んだ時にはSOSが発信できる力が得られる教育活動への取り組みが必要です。

相談者個人への支援のほか、話をよく聞き一緒に考えてくれる人の存在は、悩んでいる人の孤立を防ぎ安心を与えてくれることから、地域の人々、関係機関、行政が緊密に連携し、自殺に追い込まれる危険性の高い人に対して、適切な支援を行う体制を地域全体で構築し、誰も自殺に追い込まれることのない命を大切にすまちづくりを目指し、下記の2つを推進項目とします。

【推進項目】

◎自殺対策の推進【重点項目】

○ゲートキーパー※の養成

一人ひとりができること	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防について知る機会を持ちましょう。 ・自分の心身の健康に気をつけましょう。 ・しんどくなった時の対応の仕方を知りましょう。
地域みんなができること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で声を掛け合える環境を作り、孤立を防ぎましょう。 ・元気がない人や心配な人等に気づいたら、声を掛け、相談機関につなげましょう。 ・正しい知識を学ぶ機会に参加し、みんなでできることを考えましょう。

行政が取り組むこと	担当課
○ゲートキーパーの養成講座の開催 自殺のサインに気づき、適切な対応ができる「ゲートキーパー」を養成するための講座を開催し、自殺対策を考える人材の育成を行います。	健康推進課
○産前産後のうつの早期発見と支援 エジンバラ質問票を活用し、心配のある場合は医療機関や関係機関と連携し、早期支援に繋げていきます。	
○自死遺族や未遂者支援の充実を推進 県や福祉保健所が実施する事業の周知や連携した支援を実施します。	

行政が取り組むこと	担当課
<p>○住民への啓発と周知 自殺対策予防週間（9月）や自殺対策月間（3月）を中心に、リーフレットや啓発グッズを用いた啓発を行います。 メンタルヘルスやうつ病について学ぶ機会を設け、住民の方への正しい知識の普及・啓発を行います。</p>	健康推進課
<p>○児童・生徒の SOS の出し方に関する教育の推進 若年層への取り組みとして学校や母子事業と連携し、児童・生徒の SOS の出し方についての教育を推進します。</p>	
<p>○地域におけるネットワークの強化と相談体制の充実 県の行う研修や自殺対策関係機関連絡会へ参加し、警察、消防、法テラス、病院等との関係機関との情報共有や支援体制を強化します。 須崎市の自殺対策検討会を年1回継続して実施し、須崎市での自殺の現状や対策について他機関と話し合いを行い、必要な取り組みにつなげていきます。 相談窓口の周知と相談支援を行う庁内部署や関係機関と連携を図ります。</p>	

社会福祉協議会が取り組むこと
<p>○身近な相談体制の充実 社協職員が研修等を通じて自殺予防について知る機会を持ち、相談者へ適切な対応が出来るよう相談機能の向上を図ります。また、地域住民にとっての身近な相談役・つなぎ役である民生委員・児童委員への活動支援と連携を強化し、支援が必要な人への迅速かつ適正な対応を図ります。</p>

※ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

第5章 地域福祉活動計画（アクションプラン）の推進

1 地域福祉活動計画の基本的考え方

地域福祉活動計画（アクションプラン）は、「須崎市地域福祉計画」の内容を踏まえつつ、須崎市社会福祉協議会が地区に寄り添い、住民と共に子どもから高齢者まですべての人が支え合い・助け合えるまちづくりを進めていくための実行計画です。

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とし、「須崎市地域福祉計画」と一体的に策定しています。

このことから、地域福祉活動計画（アクションプラン）においても「須崎市地域福祉計画」の基本理念の実現に向け、子どもから高齢者まで全ての人が支え合い・助け合えるまちづくり推進します。

2 地域福祉活動計画策定の視点

本市の福祉課題は、各地区でそれぞれ特色があり多岐にわたっています。このことから地域福祉の推進にあたっては地域住民と共に考え、行動する視点が不可欠です。

そこで地域福祉活動計画の策定にあたり須崎市社会福祉協議会を中心に、地区の公民館において各種関係団体や地域住民に参加していただき、高齢者・障がいのある人・子育て世代等が地区で住み続けていく上での困りごとや、地区で実践できること等について意見交換を行う「地区座談会」を市内7地区（上分地区、新荘・安和地区、須崎地区、多ノ郷地区、南地区、吾桑地区、浦ノ内地区）で実施しました。地区ごとにこれまでの活動を評価し、計画を見直すなかで継続する活動は引き続き、「地域福祉計画」を踏まえながら地区の課題に優先順位を示していただき、【目指す姿】と【重点取組】を設定しました。

また、地区の取組の進捗状況等については、毎年、地区社会福祉協議会の総会において評価し、必要に応じて見直しを行います。

■令和5年度 地区座談会開催日程

地区	日程	参加人数
上分地区	第1回： 6月27日(火)18:00~	19人
	第2回： 8月22日(火)18:00~	19人
	第3回： 11月21日(火)18:00~	21人
新莊・安和地区	第1回： 9月25日(月)19:00~	13人
	第2回： 11月 6日(月)19:00~	12人
	第3回： 1月15日(月)19:00~	10人
須崎地区	第1回： 9月27日(金)19:00~	16人
	第2回： 11月 8日(水)19:00~	12人
	第3回： 1月10日(水)19:00~	9人
多ノ郷地区	第1回： 9月 7日(木)18:00~	15人
	第2回： 10月19日(木)18:30~	13人
	第3回： 12月12日(火)18:30~	14人
南地区	第1回： 8月29日(火)14:00~	3人
	第2回： 11月21日(火)14:00~	11人
	第3回： 1月 9日(火)14:00~	7人
吾桑地区	第1回： 9月13日(水)14:00~	9人
	第2回： 11月 9日(水)10:00~	14人
	第3回： 1月11日(木)10:00~	14人
浦ノ内地区	第1回： 8月18日(金)15:00~	11人
	第2回： 10月27日(金)14:00~	15人
	第3回： 1月11日(木)14:00~	12人

【現状と課題】

- 定期的な清掃・美化活動は行っているが通学路の整備や雑草処理などの問題があり、特にヨシの除去・撤去については深刻化している。通学路付近については高所作業車による除去作業もできた。外灯設置もできた。(今後も状況により雑草除去作業は行う必要がある。)
- 害獣による被害対策については地域資源保存会による取組で柵の設置を行っているが継続した被害対策が必要である。
- 健康で元気な働く高齢者も多いが、少子高齢化は年々進行しており、若者の地域離れも深刻である。また、買い物ができる場所も少ない。
- 高齢者世帯などは、交通手段が限られこれらの課題に対して、地域全体で考え支え合っていける仕組みづくりに取り組んでいく必要がある。
- 地域固有の行事を運営する若者が少ない。
- 地域内においては年々空き家も増えている。

【目指す姿】：支え合い 未来に進む 住民力・上分

【重点取組】

1. 住みやすい地域を目指しましょう

- 住民行事での通学路の草刈りを年2回（PTA）と近隣での雑草除去を行っていく。
- 害獣対策として被害（人的、作物等）の情報共有を行い協議の場を持つ。
- 美化活動を継続していく。
- 移動販売場所の拡大を行う。

2. 地域の活性化に向けて取り組みましょう

- 交通手段、移動手段の困難者に対して協議を行っていく。
- 地域の実情を知って実現できる仕組みづくりを考えよう。
- 伝統継承事業（江島踊り、門松作り、田舎料理、小学生との昔遊びなど）を地域全体で取り組み、学校にも協力依頼をする。
- 「あったか」を活用しながら地域の活性化につなげていく。
- 空き家を活用した若者の移住・定住を進める（空き家状況の把握や情報提供も行う。）。

(2) 新莊・安和地区

【地区の状況】

<地区の概要>

新莊地域では、日本で最後にニホンカワウソが確認された清流・新莊川が流れており、河口では鮎やウナギを捕ることもできて、冬場には青のりの収穫が行われています。専業農家が多く、ミョウガやきゅうり、花卉などのハウス栽培が行われています。清流のごとくゆっくりと時間が流れているような地域です。

安和地域は、JR土讃線で海岸に一番近い駅があり、のどかな風景を目当てに撮影に通う人も多い人気の地域です。海と山に囲まれており、日本に唯一の加工できる虎斑竹（とらふだけ）も生息しています。潮風を受けて育った柑橘やビワなどの栽培も盛んで、穏やかに時間が流れる地域です。

【主な年間行事】

新莊地区

○敬老会 ○人権講演会 ○新莊地区民運動会 ○かわうそフェスティバル

安和地区

○敬老会 ○人権講演会 ○合同運動会 ○文化祭

【人口等】

(令和5年3月末)

人口	65歳以上		75歳以上		世帯数
	人数	高齢化率	人数	高齢化率	
1,817人	818人	45.0%	437人	24.1%	868世帯

【社会資源】

公共施設	新莊公民館・安和市民交流会館・安和消防コミュニティーセンター・集落活動センター
集会所	岡本かわうそ会館・角谷公民館・角谷集会所・中央公民館長竹分館・下郷公民館・中氏公民館・中央公民館坂ノ川分館・中央公民館波介分館
学校	安和小学校・新莊小学校・須崎中学校
保育園等	安和保育園
福祉・保健・医療・施設等	社会就労センター山ももの家・須崎市老人デイサービスセンター山ももの家・有料老人ホームくりの家・デイサービスくりの木・グループホームやまざくらの里・グループホーム新莊の里・あったかふれあいセンターあわ

【現状と課題】

- 避難場所に到達することが困難な地域が多くある。また、避難路の整備が難しく避難できたとしても長期滞在が難しい。
- 災害への危機感が低い。また、津波の被害はもとより、山崩れ、洪水の発生も心配される。
- 高齢者が増加し、若者が少ないため、地域社会の後継者ができず、少子高齢化が進んでいる。また、空家も増え、近所づきあい、多世代交流が乏しくなってきた。
- 交通の便がなく買い物する店も少ないことから移動スーパーを利用しているが利用方法に課題がある。
- 移動手段が少なく通院などにも不便を感じている。

【目指す姿】：おだやか 元気 人集う里 新荘・安和

【重点取組】

1. 災害の意識を持ちましょう

- まず自ら避難袋を準備し、隣近所へ広める。
- 近所から避難訓練への参加を呼び掛ける。
- 部落会や地域の集まりを利用して、啓発及び避難路の整備についての話し合いをしていく。
- 避難訓練の指導者（防災士）を育成する。

2. 多世代交流に取り組みましょう

- 若者世代に呼び掛けて、運動会など地域のイベントを充実していき、多世代交流を行っていく。
- 子育て世代のつながりも広めていく。

3. 移動手段の確保に取り組みましょう

- 移動手段についての協議の場をつくる。
- 移動スーパーの利用について周知をしていく。

(3) 須崎地区

【地区の状況】

<地区の概要>

市のほぼ中央に位置し、古くからの商店街が残る地域です。50年ほど前から続く木・日曜市が開催されていて気さくな会話を楽しむことができます。近年、商業地域の移動に伴い、人通りが減る中、商店街の振興・活性化を目指して、地元の人たちが様々な取組やイベントを企画、実施し地域住民が一体となり、地域に根ざした活動の推進を基本方針とし、まだまだパワーに溢れた地域です。

【主な年間行事】

- 敬老会 ○人権講演会 ○須崎地区市民運動会 ○地域子ども教室推進事業
- 睦会、西部交流学級合同研修旅行 ○あいさつ運動（毎月1回 土曜日）
- チャレンジタイム（毎月1回 土曜日） ○地域交流（流しソーメン・年末餅つき）
- 須崎地区体育会スポーツ交流会 ○クリーンキャンペーン

【人口等】

（令和5年3月末）

人口	65歳以上		75歳以上		世帯数
	人数	高齢化率	人数	高齢化率	
4,185人	1,963人	46.9%	1,180人	28.2%	2,199世帯

【社会資源】

公共施設	須崎市立交流ひろばすさき・須崎公民館・市民体育館・図書館・高知県須崎総合庁舎・高知県須崎第二総合庁舎・須崎第2地方合同庁舎（国）須崎市立市民文化会館・須崎公共職業安定所
集会所	消防団屯所（集会所）・今清集会所・池ノ内中央集会所・池山集会所・西栄会館
学校	須崎小学校
保育園等	須崎保育園・須崎幼稚園
福祉・保健・医療・施設等	須崎市社会福祉協議会・須崎市地域包括支援センター・生活支援総合相談センター「ほっと」・須崎市社会福祉協議会「指定訪問介護事業所」・あったかふれあいセンターはってん・あったかふれあいセンターしんまち・高岡郡医師会・高陵病院・ネオリゾートちひろ病院・菅野医院・島津クリニック・須崎医療生協生活協同組合すさき診療所・指定居宅介護支援事業所「生協介護の窓口すさき」・老人デイサービスセンターしろやま・高知医療生協デイサービスふれあい・まるとみ歯科・山田歯科・福島歯科・田村歯科

【現状と課題】

- 子どもの減少や若者流出により高齢化率は44%を超え、高齢者世帯が年々増えていきます。
- 自治会・町内会組織の無いところもあり、隣近所の付き合いが薄れ、助け合いのつながりが少なくなっています。また、商店街のシャッター通り化・ショッピングセンターの閉鎖などにより交通手段のない住民は買い物に困難な状況にあります。
- 日頃からお互いが顔の見える関係を築き、住民同士で支え合える体制づくりが重要です。
- 公園など子どもが遊ぶ場所が少なく、整備が充分に行き届いていないために、遊具などが使えないところがあります。地域住民が気軽に集い会える場所として、公共施設や城山公園、川端シンボルロードなどを利用したまちづくりが重要であり、行政や関係機関団体と協力して組織的・計画的な整備活動に取り組むことが必要です。
- 須崎地区自主防災連合会を中心として防災活動に取り組んでいますが、避難訓練への参加者が少なく、災害に対する危機感が薄くなっています。これからは、住民と地域の各関係組織団体が連携し、防災活動（避難所の運営等）や避難訓練の地域住民への周知理解を積極的に進め、防災意識を高めていける活動に取り組んでいく必要があります。

【目指す姿】：集いあい・助けあい・支えあい・3つの愛

【重点取組】

1. 住民同士のつながりをつくろう

- 隣近所の声掛けなどによりいい関係性をつくきましょう。
- 町内会をつくるための話し合いの意識付けをする。

2. 美化活動を推進しましょう

- まずは、自宅の周りの清掃から。
- 富士ヶ浜や公園などの清掃活動を通して危険箇所を発見したら行政につなげる。
- シンボルロードや公園などの美化活動を多くの人たちに呼びかけていく。（清掃活動への積極的参加）

3. 避難訓練の意識づけを図りましょう

- 近所同士で声を掛け合って、避難道をあがってみましょう。（避難道を体験する。）
- 夜間訓練の実施に参加や声かけをしましょう。
- 避難場所の環境整備への協力をしましょう。
- 訓練へ参加できていない方へ、参加できるような声掛け活動を進めましょう。
- 車椅子やベビーカーの訓練をしましょう。

(4) 多ノ郷地区

【地区の状況】

<地区の概要>

須崎市の人口の約3割が居住している地域です。高速道路開通後に、大型商業店舗が充実し、市役所などの公共施設や医療機関が集まっています。賀茂神社の祭りで行われる花取り踊りなどの地域文化もしっかり継承され住民と公民館が中心となり開催する行事も50年以上行われています。公民館利用団体なども多く地域振興に関わる活動も活発で多くの方が参加しています。高齢化は進んでいますが、住民同士の創意と工夫でいつまでも元気な地区を目指しています。一方では、1万トン岸壁と呼ばれる須崎港では釣りなどが楽しめ、街の景観の中にも田舎の風情を感じることができます。

【主な年間行事】

- | | | |
|-----------------|--------|----------------------|
| ○敬老会（9月） | ○人権講演会 | ○多ノ郷地区市民運動会（10月） |
| ○多ノ郷地区盆踊り大会（8月） | | ○新子祭り（9月） |
| ○賀茂神社大祭（10月） | | ○夏休み居場所づくり（7月） |
| ○体育会各スポーツ大会 | | ○青少年を育てる会もちつき大会（12月） |

【人口等】

（令和5年3月末）

人口	65歳以上		75歳以上		世帯数
	人数	高齢化率	人数	高齢化率	
7,033人	2,574人	36.6%	1,501人	21.3%	3,639世帯

【社会資源】

公共施設	須崎市役所・須崎消防署・須崎警察署・多ノ郷公民館・多ノ郷体育センター・アッセンブリーハウス・桐間多目的広場・桐間防災活動支援施設
集会所	各地区 約20か所
学校	多ノ郷小学校・須崎総合高校・須崎自動車学校・高知ペットビジネス専門学校
保育園等	大間保育園・おひさま保育園・あゆみ園
福祉・保健・施設等	老人保健施設 暖流・訪問看護ステーションすさき・居宅介護支援事業所「くろしお」・居宅介護支援事業所ケアビレッジ・居宅介護支援事業所オリーブホーム・ケアビレッジすさき・ケアビレッジすさき通所リハビリテーション・ケアハウスすさき・有料老人ホームベテルホームすさき・ベテルホームすさき・デイサービスセンター・ベテルホーム・有料老人ホームオリーブホーム・オリーブホームデイサービスセンター・ヘルパーステーション バスト・ヘルパーステーションすまいる須崎・通所介護事業所楽リハ・デイサービスしいの実・シルバーホームおおの郷・グループホームぬっく須崎・グループホームすさき・あったかふれあいセンター山手町・あったかふれあいセンター妙見町
障がい者関係	グループホームくすのき、ホームまあぶる、共同作業所ゆら・ら、多機能型事業所 STEPONE、障害者就業・生活支援センターこうばん、通所支援ベルテル須崎園、COMPASS 発達支援センター須崎
医療関係	須崎くろしお病院・一陽病院・須崎医療クリニック・もりはた小児科・たかはし歯科医院・奴田原歯科医院・中山整形外科・北川眼科

【現状と課題】

- 少子高齢化人口減少の進行は続いていて、住民同士のつながりが薄れ、地域でのお互いの顔が見えない生活状況である。新しく引っ越しをしてきた若者世代も増えたが、地域の集まりを知らない世帯や活動に入らない世帯もある。盆踊りや花見も開催し、人も集まり多世代の交流も図れたが、高齢者が多く地域活動に参加する人が減少している。
- 認知症の人や引きこもり状態の人などに対する地域住民としての関わりが難しい。
- 定期的な清掃や美化活動が十分でなく地域全体ではまだ雑草処理など行き届いていない箇所がある。
- 現在整備されていない通学路では交通量が多くて危ない。
- 自主防災組織など様々な組織団体が防災活動に取り組んでいるが、住民や要配慮者においては防災意識を高める必要がある。
- 地域によっては防災意識の高い方とそうでない方がおり、地域全体としての活動や取組には至らず、隣同士の声掛け程度で終わっている。

【目指す姿】：人がつながる 支え合いのまち

【重点取組】

1. 人とのつながりをつくりましょう

- 運動会に子育て世帯の参加を呼びかける。(子育て世帯の参加によって多世代との交流につながる。)
- 町内会、部落会で日頃から定期的に集まり顔の見える内容にする。(新しく引っ越しをしてきた世帯にも呼びかけを行う。)
- 盆踊りなどの既存のイベントに加え、小地域で花見や協働作業を年間予定に入れて、多世代が交流できる場をつくる。

2. 住みやすい環境整備を図りましょう

- 住民協働作業での花植え活動で地域に清潔感を。
- 須崎総合高校の年3回行っている清掃作業に住民参加を呼びかける。
- 自宅前の道路の清掃・雑草処理から始めよう。

3. 災害時の意識を持ちましょう

- 住民による災害時要配慮者への声掛けや支援の仕組みづくり。
- 避難訓練を行いその時に避難学習をして意識を持ってもらう。
- 日頃から避難の声掛けを行い、コミュニケーションをとっておく。
- マップづくりに取り組む。

(5) 南地区

【地区の状況】

<地区の概要>

市の南側に位置し、天然の良港でもある野見湾の沿岸に広がる地域です。野見湾や勢井（せい）の浜から見える朝焼けは美しく、湾では、真鯛やカンパチの養殖業が盛んに行われており、筏が浮かぶ海の眺めも大変美しいです。地域行事では10月には「須賀神社のお祭り」が行われ大谷の「花取踊り」や野見の「太刀踊り」が奉納されます。また、旧1月14日にはその年が“豊漁か、豊作か”を占う「野見の潮ばかり」が行われます。伝統ある食べ物としては「鯛めし」「田舎寿司」「あこやもち」などが継承されています。地域性としては、野見湾に面し海の香り漂う人情味ある南地区です。地域の維持発展のために「南地区をよくする会」を中心に取組を進めています。

【主な年間行事】

- 敬老会
- 南地区避難訓練
- 野見神明宮お祭り（10月20日）
- 人権講演会
- 須賀神社お祭り（10月18日）
- 海神祭「潮ばかり」（旧1月14日）

【人口等】

（令和5年3月末）

人口	65歳以上		75歳以上		世帯数
	人数	高齢化率	人数	高齢化率	
890人	488人	54.8%	254人	28.5%	481世帯

【社会資源】

公共施設	南公民館・南消防コミュニティーセンター
集会所	大谷集会所・小浦集会所・中の島集会所・かがやき・大谷漁協
学校	南小・中学校（一貫校）
福祉・保健・医療・施設等	デイサービスひかり

【現状と課題】

- 少子高齢化に伴い、人口減少により地場産業（養殖・漁業）の後継者が少ない。
- 避難場所は階段や急な坂道が多く、子どもや要配慮者が避難しにくい。
- 避難路も雑草除去などをしないと、利用困難な状態になっている。また、誰が自主防か不明。必要な物資をみんなに伝える。
- 避難場所はあるが、行きにくい場所にあり、2次避難場所がなく避難生活に不安がある。
- 若者世代が集まる場所や機会が少なく、子育て世代と地域住民との交流が少ないこともあり、地域のイベントへの協力が弱まっている。出会いの場をつくることができなかつたし、部落長の集まりがない。

【目指す姿】：いきいき めくめく 住みよいところ 南地区

【重点取組】

1. 地域を盛り上げましょう

- 南地区をPR（チラシ、案内版、動画など）するために、小・中学生にも協力してもらう場をつくる。
- 子どもたちに積極的に挨拶をする。
- ふれあいの集いの継続と参加への声掛けをする。
- 夕涼み会・コスモス畑の復活に取り組む。

2. 災害への不安をなくしましょう

- 地域と小・中学生合同の避難訓練を実施する。（小・中学生にも避難場所での役割を持ってもらう）
- 避難路での困難（雑草など）さや到達時間などを確認する。
- 各地区の自主防災会との話し合いをする。
- 避難路の清掃活動の取組をする。（自主防を中心に地区合同で清掃する）
- 南地区の防災連絡協議会との話し合いの場をつくる。（消防団を取り込む。）

3. 交流の場をつくりましょう

- 多世代交流のための場をつくる。（小・中学校・地域との合同運動会の復活や昔あそび、潮ばかりの準備をする短冊を一緒につける）
- 南地区をよくする会への若者の参加を促し、地域を盛り上げるため話し合える場をつくる。（若者と飲み会を企画する）
- 地区婦人会と地区社協との連携を深める。
- 南地区社協の活動を子どもと若者にも知っていただくよう広報活動を行う。
- 誰もが参加できる交流の場をつくる。

(6) 吾桑地区

【地区の状況】

<地区の概要>

市の北の玄関、東の玄関と言われ、須崎市で一番高い山、蟠蛇森（ばんだがもり）を有し、中央に水清き桜川が流れ、地元の方々に親しまれています。昭和 30 年に開館した市内では歴史ある公民館もあり、早春には雪割り桜が咲き、その名にふさわしい姿を見せてくれます。地域の会合や自主活動・地域活動を通じて住みやすい、地域づくりを進めています。

令和3年8月には地域自主組織が発足、地域課題などを学習会等で明らかにし「住んでみたい吾桑、住んで良かった吾桑、これからも住み続けたい心のふるさと吾桑」の地域づくり、そして人とひとがつながり、温かさにあふれる吾桑、そういった吾桑文化の創造を目指し、地域の方と共に取り組みを進めています。

【主な年間行事】

- | | | | |
|-----------------|---------------|---------------|------------|
| ○敬老会 | ○人権講演会 | ○子育てひろば | ○吾桑地区市民運動会 |
| ○雪割り桜 | ○雪割り桜キャンドルナイト | | ○桑田山神社秋の大祭 |
| ○天満宮秋の大祭 | ○桜川駅伝大会 | ○吾桑地区を盛り上げたい祭 | |
| ○龍馬脱藩トレイルレース | | ○ふれあいの集い | |
| ○吾桑地区盆踊り大会（納涼祭） | | ○古道ハイキング | |
| ○ウォークラリー | | ○ウォーキング | |
| ○火曜喫茶 | | ○避難所開設（運営）訓練 | |

【人口等】

(令和5年3月末)

人口	65歳以上		75歳以上		世帯数
	人数	高齢化率	人数	高齢化率	
1,829人	822人	44.9%	479人	26.2%	870世帯

【社会資源】

公共施設	吾桑公民館・桑田山消防コミュニティーセンター
集会所等	国見・弘岡・東組・為貞・畔の川・尾殿・鯛の川・西生・竹の川・岩永
学校	吾桑小学校・朝ヶ丘中学校
保育園等	吾桑保育園
福祉・保健・医療・施設等	須崎市老人デイサービスセンターばんだ湯の香荘・デイサービスびんび・デイサービスどんぐりの里Ⅱ・リハビリデイサービス元気屋本舗・有料老人ホームどんぐりハウス・有料老人ホームどんぐりホーム・ケアプランセンターどんぐりの里・就労支援センター「らいふ」

【現状と課題】

- 定期的な清掃・美化活動は行われているが、若者の参加者が少なく、地域全体ではまだまだ道路・雑草処理などが行き届いていない箇所がある。
- 人口減少、少子高齢化の進行。地域の力が低下している。
- 住民同士のつながりが薄れ、地域でのお互いの顔が見えない生活状況であり、現状の把握が十分でない。
- 認知症の方やひきこもり状態の方などに対する地域住民の理解が十分とはいえない。
- 自主防災組織など様々な組織団体が防災活動に取り組んでいるが、住民や要配慮者においては防災意識を高める必要がある。

【目指す姿】：思いやり 支え合う 住みよい吾桑

【重点取組】

1. 地域の美化活動に向けて日頃から取り組みましょう

- 清掃活動週間をつくり、地域住民へと周知して、学校との連携活動へ取り入れ、活動週間にむけて自宅周辺の美化活動に取り組みます。
- 散歩ついでのごみ拾い・部落会での周知・公民館だよりで広報していく。

2. 孤立している方を作らない体制づくりをしましょう

- 既存の集いの場や活動を活用し、趣味やイベントを通じ、多世代住民が参加しやすく地域住民同士が顔の見える交流ができる機会を増やしていきます（男の料理教室や認知症カフェを活用していく）。また、既存の集いに参加できていない方の家族に対するアプローチをする方法を考える場をつくります。
- 独居高齢者の状況把握を行う。
- 認知症や引きこもりの方への関わりについて考える場をつくる。

3. 防災意識を高めて住民全体で支援体制に努めましょう

- 自主防災組織・公民館・学校などの組織団体の連携により、防災（ふれあい）マップを更新して、防災訓練などに参加できていない方々に日頃から積極的に呼びかけ、参加できる支援体制づくりに努めます。また、小地域での見守りマップも作成し、住民による見守り支え合い意識を確認し、災害時の防災意識の向上に努めます。
- 見守りマップの活用。
- 自主防災組織活動でも避難訓練を呼びかける・掲示板等で利用・活用する。（PR）
- 空き家の状況を知る。

(7) 浦ノ内地区

【地区の状況】

<地区の概要>

市の東部に位置し、横浪黒潮ラインを持つ地域です。鯛の養殖や伊勢海老漁、柑橘栽培が盛んで、最盛期になると柑橘の良い香りが漂ってくるほどです。浦ノ内湾ではマリンスポーツも楽しめて、湾を巡る巡航船は、子どもたちの通学や遍路参りの手段としても利用されており、内海（湾）特有の穏やかな水面と、風光明媚な景色がひとときの癒しを与えてくれます。豊かな自然や美味しい食を満喫できる地域です。

平成29年4月には地域自主組織が発足し、地域の方と共に取り組みを進めています。

【主な年間行事】

- 敬老会
- 中高齢者スポーツ教室（グランドゴルフ）
- クリーンカンパーン
- グランドゴルフ大会
- 湾パク（オープンウォータースイミング同時開催）
- 健康フェスタ横浪黒潮ラインウォーキング
- 小・中学生意見発表会&人権講演会
- 人権講演会
- 寄せ植え教室
- 寄せ植え教室
- 育児相談
- 夏休み（将棋・絵手紙・折り紙）教室
- スカッシュバレー大会
- 中学校門松作り協力
- 鯛伊食祭
- 新春体育初めグランドゴルフ大会

【人口等】

(令和5年3月末)

人口	65歳以上		75歳以上		世帯数
	人数	高齢化率	人数	高齢化率	
2,675人	962人	36.0%	523人	19.6%	1,515世帯

【社会資源】

公共施設	浦ノ内市民交流会館・須崎市立スポーツセンター・中ノ浦消防コミュニティーセンター・灰方消防コミュニティーセンター
集会所	灰方・深浦・出見・立目・戸波浦・大浦・馬路・切畑・中ノ浦・池ノ浦・福良・今川内・下中山
学校	浦ノ内小学校・浦ノ内中学校・明德義塾中学校・高等学校
保育園等	浦ノ内保育園
福祉・保健・医療・施設等	浦ノ内診療所・老人デイサービスよこなみ・あったかサロンさんぽ

【現状と課題】

- 地区住民が年2回清掃活動をしているが、道路や河川の空き缶やゴミなどの問題はまだある。
- 浦ノ内地区に来る人は多くなってきたが、ごみ捨てが心配される。
- 公衆トイレが少なく清掃も十分ではない。
- 公共交通機関の便は少なく利用時間等に難しさがある。
- 高齢化や人口減少に伴い耕作放棄地や空き家も増えている。
- 害獣被害の深刻化が続き猟をする人も減少している。
- 避難路の整備が進んでいない場所もあるので保育園児の避難も心配している。
- 子どもが少なくなり、昔のように近所同士で集まる行事等が少なくなった。

【目指す姿】：自然がいっぱい 笑顔がいっぱい みんな集まれ浦ノ内

【重点取組】

1. 環境活動に取り組みましょう

- 自分たちの地域から清掃活動を行っていく。
- 一人ひとりがゴミを出さないように意識づけをする。
- 害獣被害のために隣近所に狩猟者の資格を増やすため声かけや告知をする。
- 清掃活動も続けていく。

2. 災害への取組を強化しましょう

- 地域住民と保育園と一緒に合同で取り組む必要がある。
- 住民は自宅の裏山などに避難する場所は個々で意識を持つ。避難困難者の把握や各家庭で避難場所の確認を行っていく。
- 非常食などを使った防災訓練を行う。

3. 交流の場に集まりましょう

- 住民同士の交流や行事などの集まりが減ったので行事などがあれば参加・協力していく。
- 小地域での交流の場をつくる。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

住民一人一人が地域福祉の重要性や必要性を理解し、地域で支え合う「地域共生社会」の実現を目指すためには、お互いを思いやる気持ちを持てるように意識の醸成を図り、地域福祉活動への参加につなげていくことが必要です。

このため、本計画について、様々な場や機会、市の広報やホームページなどの媒体を活用しながら、積極的な周知に努めるとともに、行政内や社会福祉協議会内はもとより、住民やボランティア、NPO、地域コミュニティ、企業などの関係団体への啓発に努めます。

2 計画の推進体制

本計画は、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に定めた計画であり、市と社会福祉協議会が緊密に連携しながら、地域福祉の取組を推進していきます。

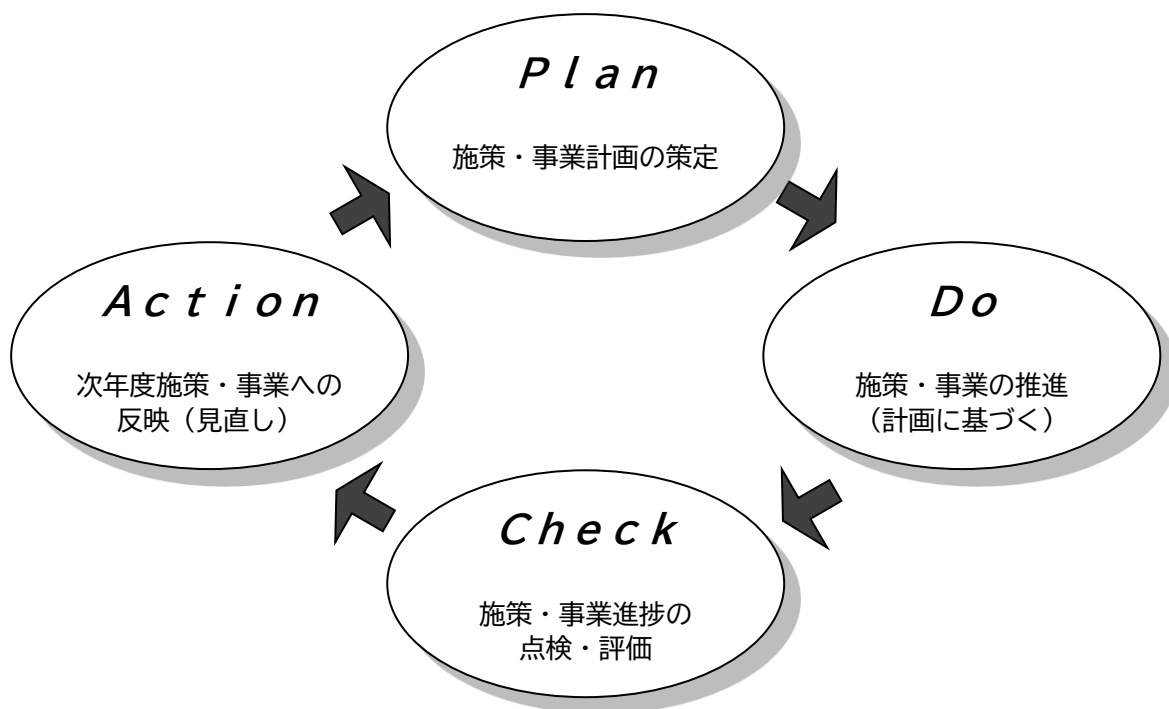
また、本計画は、福祉だけでなく、健康、教育、防災、防犯などの、地域福祉に関する様々な分野にわたって策定されているため、行政内や社会福祉協議会内の関係部署が連携を図りながら、効果的に進めていきます。

さらに、地域福祉の取組を効果的に推進していくためには、行政や社会福祉協議会による取組だけでは十分ではなく、住民やボランティア、NPO、地域コミュニティ、企業などの関係団体が連携、協力して、地域の課題に取り組んでいくことが大切です。このため、こうした多様な主体間の連携・協働による効果的な地域福祉の推進に努めていきます。

3 計画の進行管理・評価

本計画の着実な推進に向け、地域福祉の担い手である関係機関や組織の代表者などからなる「須崎市地域福祉計画策定委員会」で、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクル*を活用しながら、本計画の進捗状況などの総合的な把握を行います。また、社会状況の変化や事業の進捗状況なども踏まえて、必要に応じて見直しを行うなど、計画の効果的な推進に努めます。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 須崎市地域福祉計画策定委員会条例

平成19年3月30日

須崎市条例第2号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、須崎市地域福祉計画の策定等に関し必要な事項について調査審議するため、須崎市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係機関の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 須崎市地域福祉計画策定委員会名簿

(任期：令和5年3月1日から令和7年2月28日)

連番	氏名	所属等	役職等
1	北川 素	医療法人須崎会 高陵病院	理事長
2	山崎 幸	医療法人五月会 居宅介護支援事業所 くろしお	管理者
3	小野川 宏美	医療法人南江会 一陽病院	医療相談室 室長
4	中川 秀兵	特別養護老人ホーム清流荘	施設長
5	岡田 要助	社会就労センター 山ももの家	施設長
6	西村 貴尚	須崎市社会福祉協議会	会長
7	山内 和也	須崎市地域包括支援センター	所長
8	山中 亜子	須崎市社会福祉協議会 あったかふれあいセンター	コーディネーター
9	島田 千沙	高知県須崎福祉保健所	地域支援室長
10	武田 行男	須崎市身体障害者連合会	会長
11	竹内 正昭	須崎市老人クラブ連合会	会長
12	古谷 秀子	須崎市連合婦人会	会長
13	田部 雅彦	高陵保護区保護司会	中央分区長
14	宮崎 五喜	須崎市健康づくり推進協議会	会長
15	青木 郁夫	住民代表	
16	中平 敏子	住民代表	
17	平井 和久	須崎市	副市長
18	濱崎 守央	須崎市長寿介護課	課長
19	中川 雄大	須崎市健康推進課	課長
20	小野 修一郎	須崎市生涯学習課	課長
21	寺田 良生	須崎市子ども・子育て支援課	課長

3 計画策定の経過

年	月日	内容	備考
令和5年	7月14日～ 8月11日	計画策定に向けたアンケート調査	18歳以上の市民を対象に実施
	10月23日	第1回策定委員会	市民アンケート調査の結果報告 計画策定の背景と趣旨、計画の概要について
	12月22日	第2回策定委員会	計画素案の検討
令和6年	1月26日～ 2月25日	パブリックコメント	市ホームページ等で計画案を公開し、意見を募集
	2月29日	第3回策定委員会	計画書案の承認 第3次計画の評価

第4次須崎市地域福祉計画・第3次須崎市地域福祉活動計画

発行：須崎市

須崎市社会福祉協議会

発行年月：令和6年3月

■須崎市

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

電話番号：0889-42-2311（代表）

F A X：0889-42-7320

■社会福祉法人 須崎市社会福祉協議会

〒785-0007

高知県須崎市南古市町6番3号

交流ひろばすさき3階

電話番号：0889-42-0736（代表）

F A X：0984-42-7876
